

第2期 島原市子ども・子育て支援 事業計画(令和2~6年度)

~とことん子育てにやさしいまち しまばら~



令和2年3月
島原市

全力子育て応援中！！

「とことん子育てにやさしいまちづくり」



島原市では、まちづくりの指針となる最上位の計画「第7次島原市市勢振興計画」で、目指す将来像を「未来へつなぐ島原らしさ 暮らし続けたい、訪れてみたい、魅力あふれるまち」と定め、それを実現するための基本理念を「^いまを^ま支え、^みらいを創るまちづくり」としています。

本市が直面している様々な“^いま”と向き合い、支えながら、“^みらい”へと受け継ぐ魅力や誇りを、市民みんなで一緒に育んでいけるようにとの願いが込められています。

“^みらい”を担うのは“^いま”の子どもたちです。

子どもたちの健やかな成長は家庭だけではなく、地域全体の夢や希望につながります。このたび、だれもが安心して子どもを生み、幸せを感じながら子育てができるように、“^いま”地域全体で温かく支援する環境づくりを目指して、「第2期島原市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画には、「安心して子どもを生み育てることができる、とことん子育てにやさしいまちづくり」を基本理念として、子育て真っ最中のパパやママを応援するため、様々な支援策を盛り込んでいます。

これからは本計画に沿って、本市の輝く“^みらい”のために家庭・地域・事業者・行政がそれぞれにできることを、また互いに力を合わせながら行動できるように各種施策に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、たくさんのご意見やご提言をいただきました島原市子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました市民の皆様、計画の策定にご協力いただきました多くの皆様に心からお礼を申し上げます。

令和2年3月

島 原 市 長 古 川 隆 三 郎

目 次

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	3
5 前計画の評価	4
6 子ども・子育て支援を取り巻く国の動き	7

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く現状

1 人口等の動向	9
2 世帯数の推移	13
3 就労環境	15
4 教育・保育の現状	18
5 アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ	24

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本的な視点	29
2 基本理念	30
3 基本目標と施策体系	31
4 計画の推進体制と進行管理	32

第4章 次世代育成支援施策の展開

基本目標1 子どもが豊かな心を持ち、 健やかに育つことができる共生のまちづくり	33
1 子どもの健全な発育・発達を確保するために	33
2 子どもが安心できる親子関係を築くために	35
3 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むために	35
4 子どもの人権を守るために	38
5 どんな子どもでも社会から孤立せず、 一人一人の能力を最大限に伸ばすために	40
基本目標2 すべての家庭が安心とゆとりを持って、 子どもを生み育てることができるまちづくり	43
1 安心して出産し、悩みや不安なく子育てをするために	43
2 安心して子どもを預けられる場所を確保するために	46
3 家族で協力して子育てをするために	48
4 ひとり親家庭の生活の安定を図るために	49

基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を

支えることができるまちづくり 51

- 1 地域の子育て支援体制を充実させるために 51
- 2 子育てと仕事が両立できる就労環境を整備するために 53
- 3 子どもや子ども連れにやさしいまちにするために 53
- 4 子どもを事故や犯罪等から守るために 54

基本目標4 心身ともに健やかに思春期をおくり、

次代の親として人間性を高めることができるまちづくり 56

- 1 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくるために 56
- 2 社会の一員として自立できる資質を養うために 57

第5章 子ども・子育て支援事業の推進

- 1 教育・保育提供区域の設定 59
- 2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保 60
- 3 教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保 63
- 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保 65

資料編

- 1 用語解説 79
- 2 島原市子ども・子育て会議条例 82
- 3 島原市子ども・子育て会議条例施行規則 84
- 4 島原市子ども・子育て会議委員名簿 85



島原創生の救世主「しまぼらん」現る！！

江戸時代、島原藩の安全と繁栄をもたらしていた守護神「しまぼらん」は、人口が減少するなど元気がなくなりつつある島原の行先きを心配していた。

ヤキモキしていた守護神は、いてもたってもいられず、昔のように活気あふれる元気な島原を取り戻すため、島原創生元年に再びふるさとに舞い降りた。

【誕生日】4月6日（城の日）【年齢】不詳

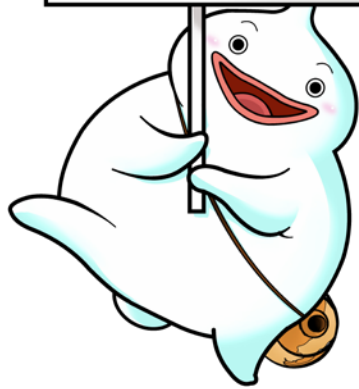
【出身地】島原市【性別】男

【性格】郷土愛に満ち、何事も真っ直ぐで一生懸命。疲れやすく体力は自信がない。

【趣味】朝五時起き、マイボトル（ひょうたん）で「湧水」を飲むことが日課。

【弱点】暑さに弱く、すぐ喉がかわく。
しかし！島原の湧水を飲むと元気になる。

第 1 章



計画策定に当たって

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、全国的な少子高齢化の進展に加え、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加等、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化によって、子育て家庭の子育てに対する負担や不安、孤立感が高まっており、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが求められてきました。

国では、これら社会情勢の変化と子ども・子育て支援の質・量の不足に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年度から「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱とする『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

本市でも、これを受け、平成27年3月に「島原市子ども・子育て支援事業計画」（以下「前計画」という。）を策定し、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかし、新制度施行後も都市部を中心に待機児童の解消は進まず、国では待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の前倒しでの実施を決め、令和2年度末までに女性の就業率80%にも対応できる約32万人分の保育の受け皿を整備することとしています。また、就学児童においても、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

本市においては、児童人口の減少もあって、前計画期間中、待機児童が発生することはありませんでしたが、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が施行されたことにより、保育環境は大きく変容しています。

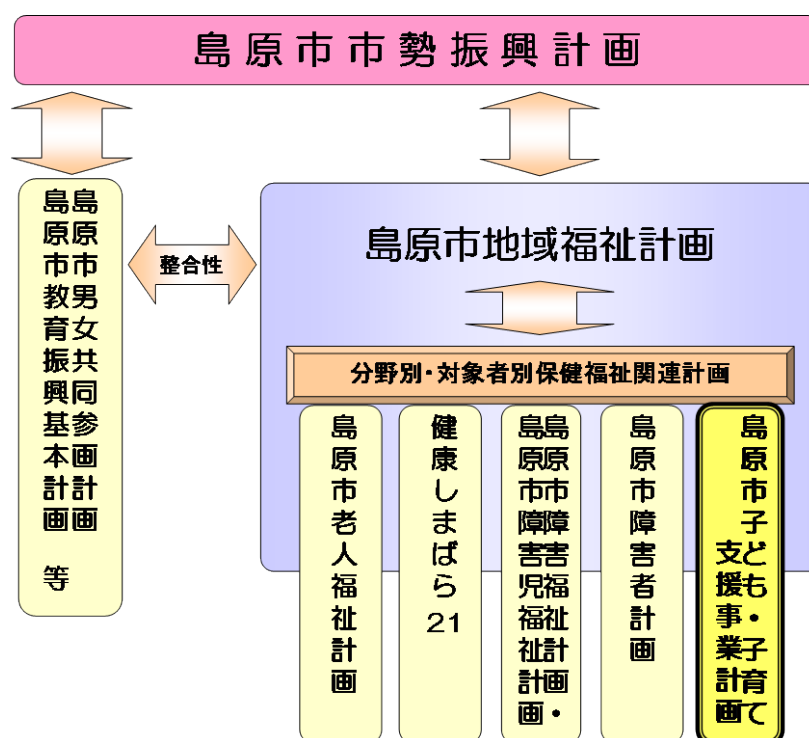
そこで、これらの状況を踏まえつつ前計画を検証し、引き続き計画的に子ども・子育て支援施策を推進するため「第2期島原市子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画）」であり、すべての子どもと子育て家庭を対象として、島原市が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に規定する「次世代育成支援対策の実施に関する計画（市町村行動計画）」の内容を盛り込み策定するものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえ、市の上位計画である「第7次島原市市勢振興計画」をはじめとする各種関連計画との整合を図りました。



3 計画の期間

この計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年計画とします。

(年度)									
平成27	平成28	平成29	平成30	平成31 令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
島原市子ども・子育て支援事業計画 (平成27～31年度)					第2期島原市子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)				

4 計画の策定体制

(1) 島原市子ども・子育て会議における審議

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ、子ども・子育て支援事業の推進に係る検討を行うために、「島原市子ども・子育て会議」において審議を行いました。

(2) 島原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査の実施

計画策定にあたり、子育て家庭の実態と子育て支援ニーズ等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、就学前児童及び小学生の保護者を対象に「島原市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」（以下、アンケート調査という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査期間	平成31年1月8日（火）から平成31年1月25日（金）まで。 ただし、平成31年2月15日（金）到着分までを集計に含めている。	
調査対象	平成31年1月1日現在、島原市内の 就学前児童がいる全家庭の保護者	平成31年1月1日現在、島原市在住 の小学校低学年児童がいる全家庭の 保護者
調査方法	保育所（園）・認定こども園を利用 している家庭は、保育所（園）・認 定こども園を通じて配布・回収。 その他の家庭は郵送による配布・回 収。	小学校を通じて配布・回収
配布数	1,714 件	1,000 件
回収数	1,332 件	996 件
回収率	77.7 %	99.6 %

(3) パブリックコメントの実施

令和2年2月17日から3月9日まで計画案を公表し、それに対する意見を求めるパブリックコメントを行いました。

5 前計画の評価

前計画の「第3部 施策の展開」では、4つの基本目標ごとに評価指標と目標値を設定していました。そこで、本計画の策定に先立ち、これら評価指標の目標達成状況を確認し、前計画の評価を行うこととしました。

(1) 基本目標1（子どもが豊かな心を持ち、健やかに育つことができるまちづくり）の達成状況

評価指標	平成25年度 基準値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値	評価
乳幼児健康診査の受診率 (1歳6か月児) (3歳児)	97.8% 96.4%	96.1% 95.5%	100.0% 100.0%	—
むし歯がない3歳児の割合	77.8%	81.0%	80.0%	◎
2歳までに※MR1期の接種をしている子どもの割合	97.0%	91.4%	98.0%	↓
就学前までに※MR2期の接種をしている子どもの割合	94.7%	89.0%	98.0%	↓
子育てをする上で、気軽に相談できる人がいる割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	95.3% 94.1%	96.6% 94.9%	100.0% 100.0%	— —
「いじめ」について家庭で話し合うことがある割合 (小学生の保護者)	85.7%	81.7%	90.0%	↓

※麻疹(はしか)と風しん混合ワクチン

※「評価」欄は、「◎」: 目標達成、「↑」: 基準値から2ポイント以上改善、「—」: 横ばい、「↓」: 2ポイント以上悪化で表示します(以下同じ)。

(2) 基本目標2（すべての家庭が安心とゆとりを持って、子どもを生み育てることができるまちづくり）の達成状況

評価指標	平成25年度 基準値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値	評価
妊娠11週以内での妊娠の届け出率	97.4%	95.1%	98.0%	↓
子育てを楽しいと感じる保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	70.7% 65.8%	72.4% 62.7%	80.0% 80.0%	— ↓
子育てをする上で、「経済的な負担を感じることもある」と回答した保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	22.2% 23.0%	20.3% 20.5%	20.0% 20.0%	— ↑

(3) 基本目標3（地域全体で子どもと子育て家庭を支えることができるまちづくり）の達成状況

評価指標	平成25年度 基準値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値	評価
島原市は子育てしやすいと思う保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	74.8% 76.0%	74.0% 71.8%	80.0% 80.0%	— ↓
最近の子どもを取り巻く環境の変化について「交通事故や犯罪など危険になった」と感じる保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	62.3% 59.5%	60.7% 54.3%	40.0% 40.0%	— ↑

(4) 基本目標4（心身ともに健やかに思春期をおくり、次代の親として人間性を高めることができるまちづくり）の達成状況

評価指標	平成25年度 基準値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値	評価
スクールカウンセラーの配置数	7人	7人	充実	—

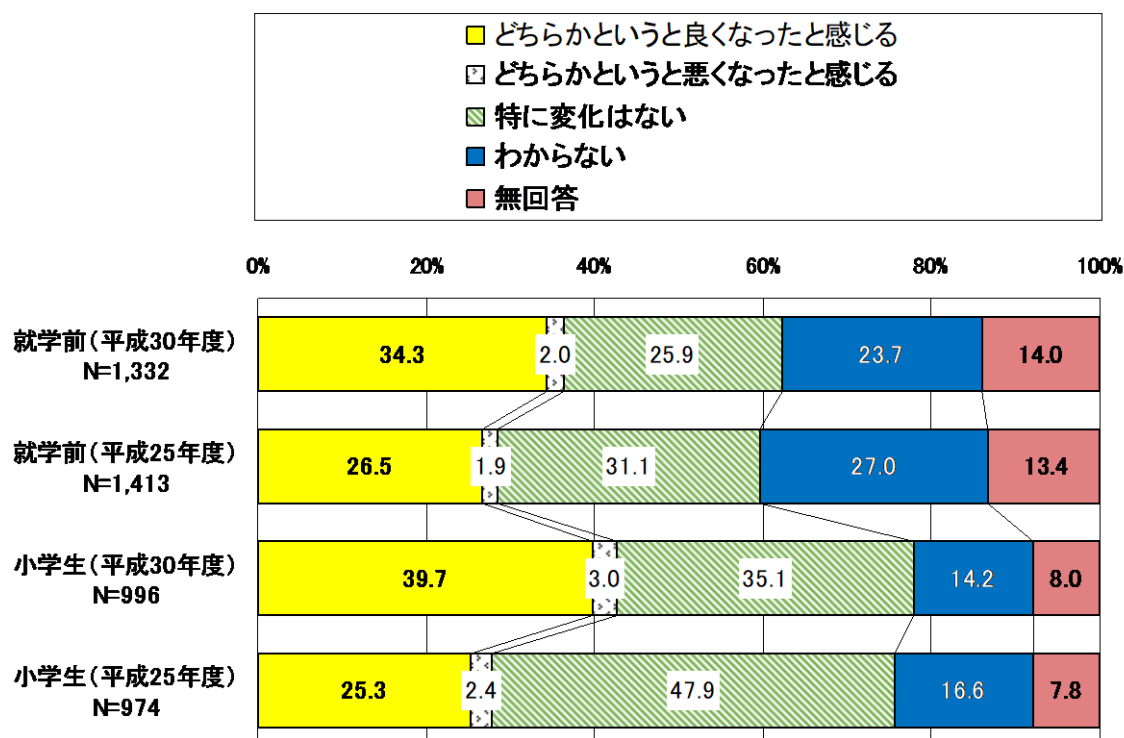
(5) 総括

前計画で設定した評価指標における数値目標の達成状況を見ると、一部で策定時に比べ現状値が良くなっている項目もありますが、数値目標を達成した指標項目は1項目のみで、多くの指標についてはあまり変化が見られず、中には数値が悪化した項目も見られます。

しかし、前計画期間中、市の個々の施策や事業が後退しているわけではありません。また、アンケート調査の結果を見ると、5年前に比べて、市の子育て支援や地域の子育て環境が「どちらかというと良くなったと感じる」と回答した人の割合は、就学前児童の保護者で34.3%、小学生の保護者で39.7%となっており、前回調査結果に比べ、就学前で7.8ポイント、小学生で14.4ポイント高くなっています（次ページのグラフ1参照）。

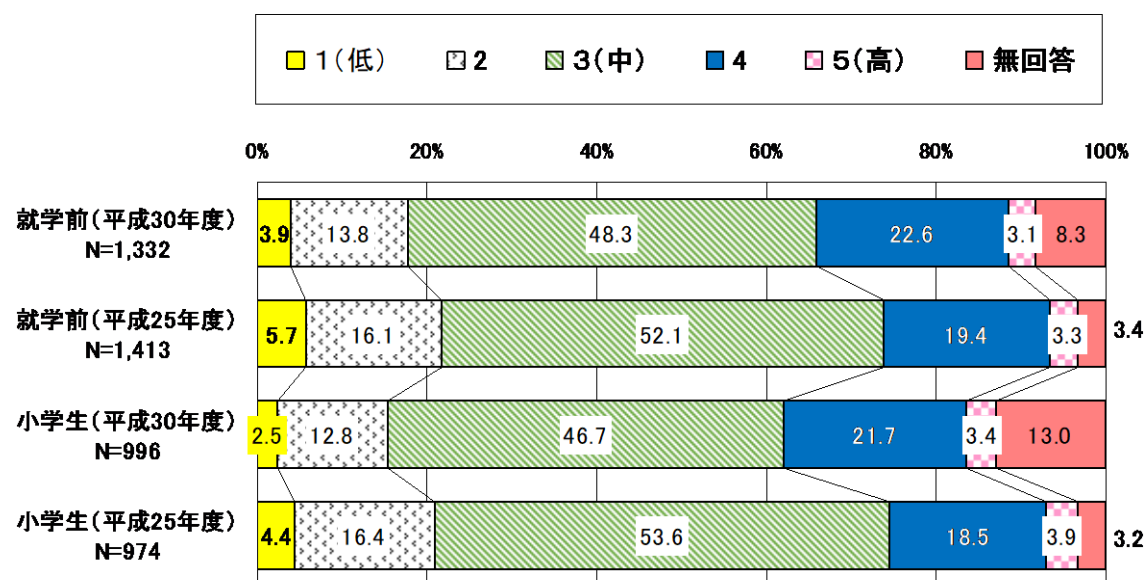
さらに、地域における子育ての環境や支援への満足度についても、就学前、小学生ともに、前回調査結果に比べ、評価「4」の割合がやや高くなっている一方で、評価「1」「2」の割合が低くなっており、全体の満足度はやや上向きと評価できる結果となっています（次ページのグラフ2参照）。

■グラフ1：5年前に比べ、市の子育て支援や地域の子育て環境は良くなったと思うか



資料:アンケート調査結果

■グラフ2：地域の子育て環境や支援への満足度（5段階評価）



資料:アンケート調査結果

6 子ども・子育て支援を取り巻く国の動き

子ども・子育て支援新制度では、質の高い保育・教育の提供を行うこととしており、全国的に待機児童数が増加する中、保育の受け皿拡大は喫緊の課題となっています。

国では、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、平成28年4月から開始した企業主導型保育事業により、平成29年度末までに7万人分の受け皿整備を進め、子ども・子育て支援の提供体制の充実を図っています。

また、保育の受け皿確保については、今後も女性就業率が上昇し、保育の申込者が増加していくことを踏まえ、平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、さらに、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、このプランを令和4年度末から2年間前倒しし、令和2年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保し待機児童を解消するとともに、幼児教育・保育の無償化を図ることとし、令和元年10月から保育所や幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に、無償化が実施されています。また、保育の受け皿拡大を進める中、担い手となる保育人材確保のため、処遇改善や新規資格取得者の確保、就労継続、再就職支援など、総合的な対策が進められています。

一方、就学児童についても、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和3年度末までに約25万人分の放課後児童クラブを整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿を整備することとしています。また、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上の実施を目指すこととしています。

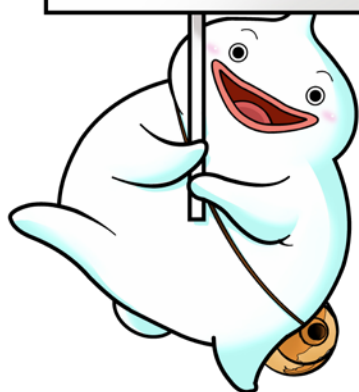
さらに、令和元年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正では、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、生まれ育った環境で子どもの現在と将来が左右されないよう規定が強化されました。

また、あらゆる人が支援の制度の狭間に陥ることを防ぎ、地域共生社会の中で丸ごと支えていくため、平成29年4月には改正社会福祉法が施行され、生活困窮、子どもの貧困、権利擁護、虐待防止等の課題に対して、一層の社会的な関心と支援が必要とされています。

■子ども・子育て関連3法成立以降の子ども・子育てに関する主な法律、制度

年度	法律・制度等	内 容
平成24	子ども・子育て関連3法	子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
平成25	待機児童解消加速化プラン	平成29年度末までに40万人分の保育の受け皿を確保。 (⇒平成27年に50万人分に拡大)
	子どもの貧困対策の推進に関する法律	子どもの貧困対策計画の策定が明記。 ⇒平成26年8月29日子供の貧困対策に関する大綱閣議決定
平成26	次世代育成支援対策推進法	令和7年3月末までの時限立法に延長。
	放課後子ども総合プラン	平成31年度末までに、放課後児童クラブについて約30万人分を新たに整備、全小中学校区で放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施し、うち1万箇所以上を一体型で実施を目指す。
平成27	保育士確保プラン	待機児童解消加速化プランの確実な実施に向け、平成29年度末までに7万人の保育士を確保。(⇒平成27年に9万人分に拡大)
	子ども・子育て支援事業計画	新制度開始。市町村子ども・子育て支援事業計画、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画スタート(～平成31年度)
	少子化社会対策大綱改定	子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
平成28	子ども・子育て支援法一部改正	待機児童解消加速化プランにより40万人から50万人分に上乗せされた10万人分の受け皿確保について、内訳の5万人分を企業主導型保育の設置により対応。
	ニッポン一億総活躍プラン	保育士の処遇について、新たに2%相当の改善。 平成30年度以降も保育の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
	児童福祉法一部改正	児童虐待についての発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化に向けた、児童福祉法の理念明確化、子育て世代包括支援センター設置についての法定化など(一部平成29年4月施行)
平成29	子育て安心プラン	令和2年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成30	子ども・子育て支援法一部改正	事業主拠出金の率の上限の引上げ、充当対象の拡大、待機児童解消等の取組の支援、広域調整の促進による待機児童の解消(都道府県がまとめ役となる)など
	新・放課後子ども総合プラン	令和3年度末までに放課後児童クラブの待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ令和5年度末までに計約30万人分の受け皿の拡大と一体型放課後子ども教室の促進。
平成31 令和元	子どもの貧困対策の推進に関する法律一部改正	市町村に子どもの貧困対策計画の策定を努力義務化
	幼児教育・保育の無償化	10月から開始。認可保育サービスや幼稚園、認定こども園の利用について0～2歳の住民税非課税世帯、3～5歳の全世帯を対象に実施。

第2章



子どもと子育て家庭を 取り巻く現状

1 人口等の動向

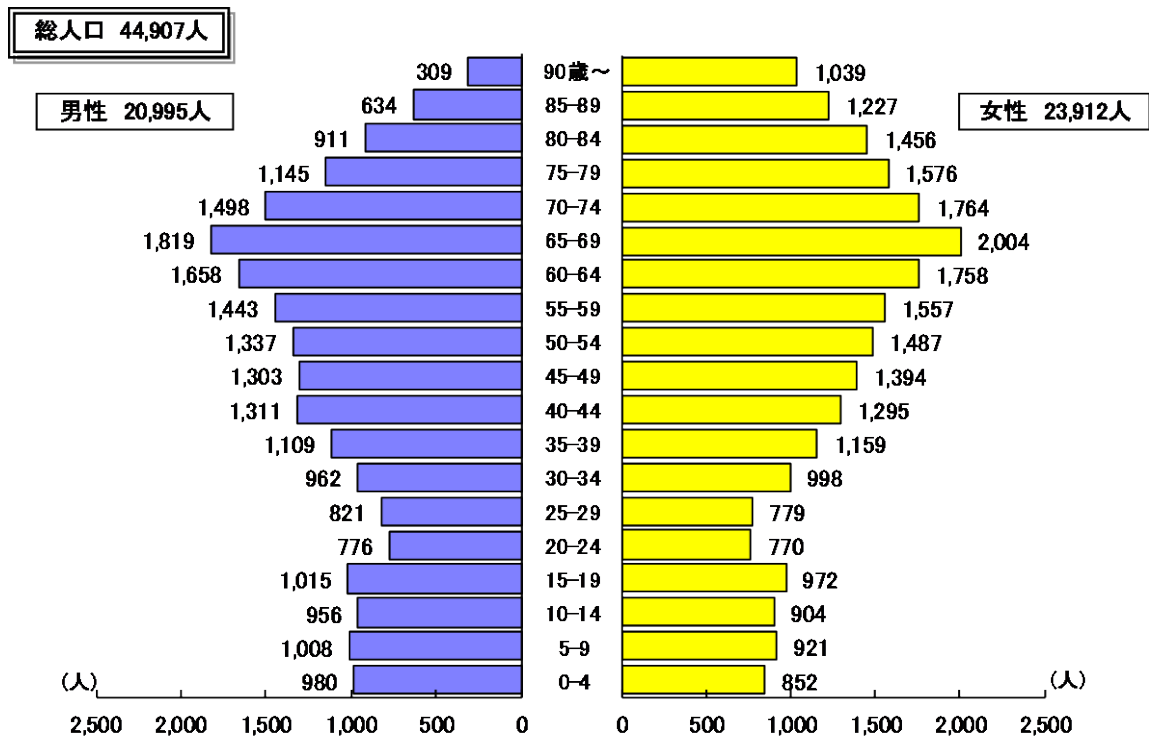
(1) 人口の推移

①人口ピラミッド

本市の平成31年4月1日現在の総人口は、男性20,995人、女性23,912人の計44,907人です。人口ピラミッドを見ると、団塊の世代といわれる60代後半の人口が最も多く、35歳未満の若い世代の人口が少なくなっていることがわかります。

また、現在の30代に比べ、これから婚姻適齢期を迎える20代の人口が少ないことから、今後さらに少子化が進むことが懸念されます。

■人口ピラミッド（平成31年4月1日現在）



資料:住民基本台帳

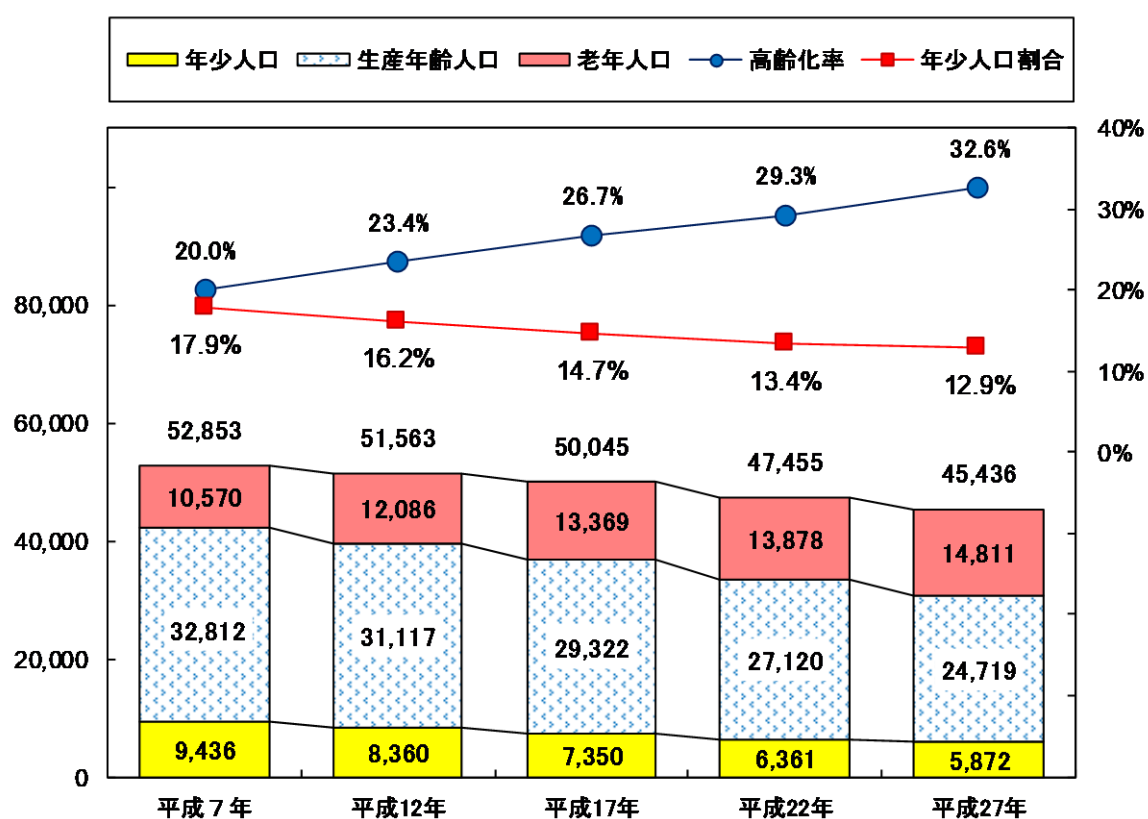
②年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移

人口の推移を見ると、平成7年以降、総人口は減少傾向にあります。

年齢3区分別に見ると、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少を続けているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加し続けていることから、少子高齢化が確実に進んでいる状況がうかがえます。

また、少子高齢化の進展に伴い、総人口に占める年少人口割合は低下、高齢化率は上昇を続けています。

■年齢3区分別人口及び年少人口割合等の推移



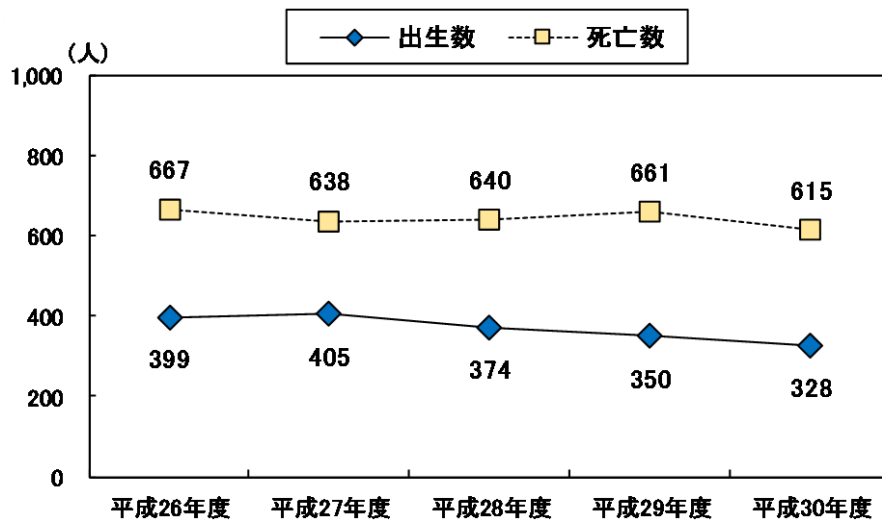
※総人口には年齢不詳人口を含む

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③自然動態—出生数と死亡数の推移—

平成 26 年度以降の出生数、死亡数の推移は以下のとおりで、毎年度、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。平成 30 年度は、出生数 328 人に対し死亡数 615 人で、287 人の自然減となっています。

■出生数と死亡数の推移

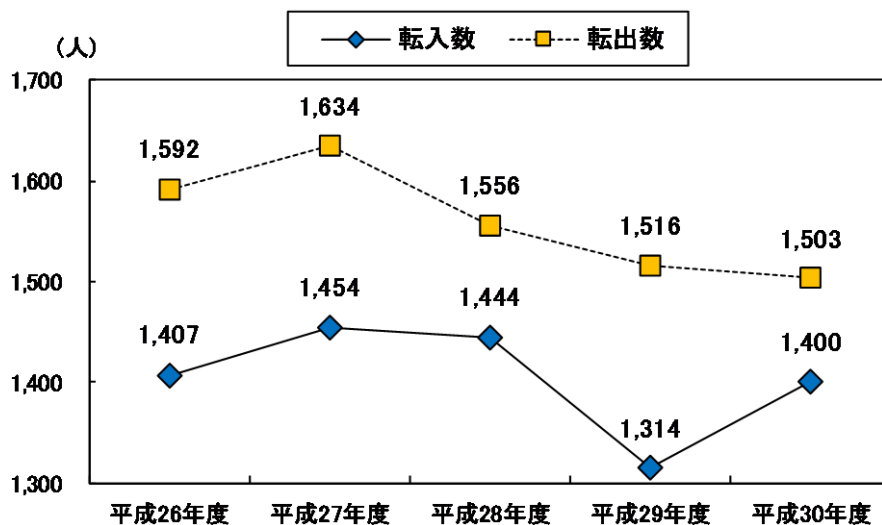


資料：住民基本台帳

④社会動態—転入数と転出数の推移—

平成 26 年度以降の転入数、転出数の推移は以下のとおりで、毎年度、転出数が転入数を上回る自然減の状態が続いています。平成 30 年度は、転入数 1,400 人に対し転出数 1,503 人で、103 人の社会減となっています。

■転入数と転出数の推移

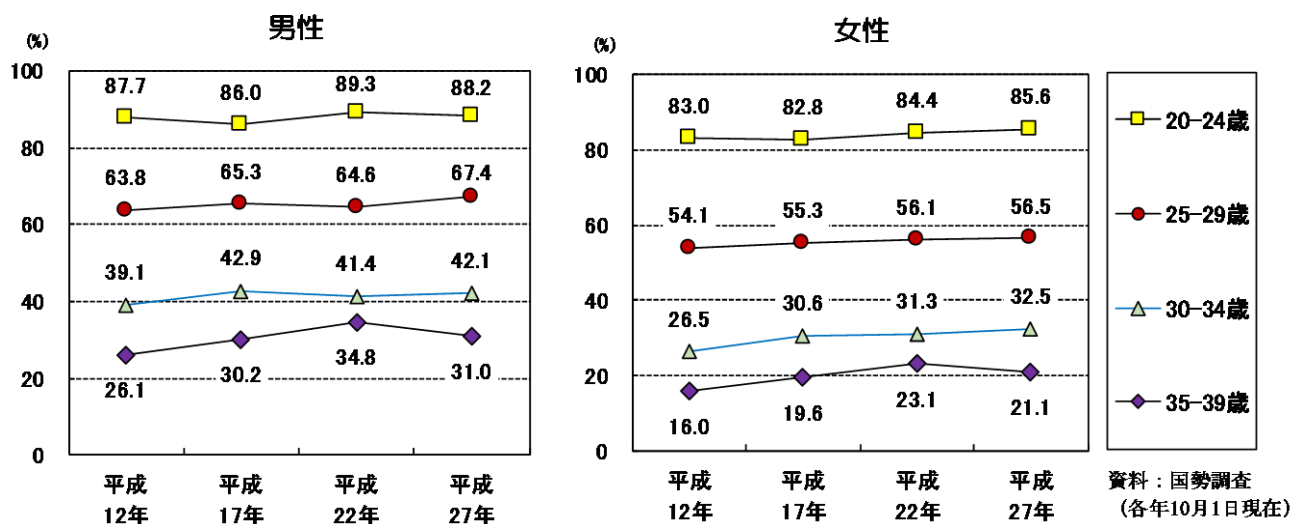


資料：住民基本台帳

(2) 未婚率の推移

20～39歳の男女の未婚率の推移を5歳階層別に見ると、男女とも平成22年から27年にかけて35～39歳の未婚率は低下しており、非婚化の傾向にはやや歯止めがかかった感があります。しかし、30代前半までの未婚率は上昇ないし横ばい傾向が続いており、依然として晩婚化の傾向が続いていることがうかがわれます。

■未婚率の推移



2 世帯数の推移

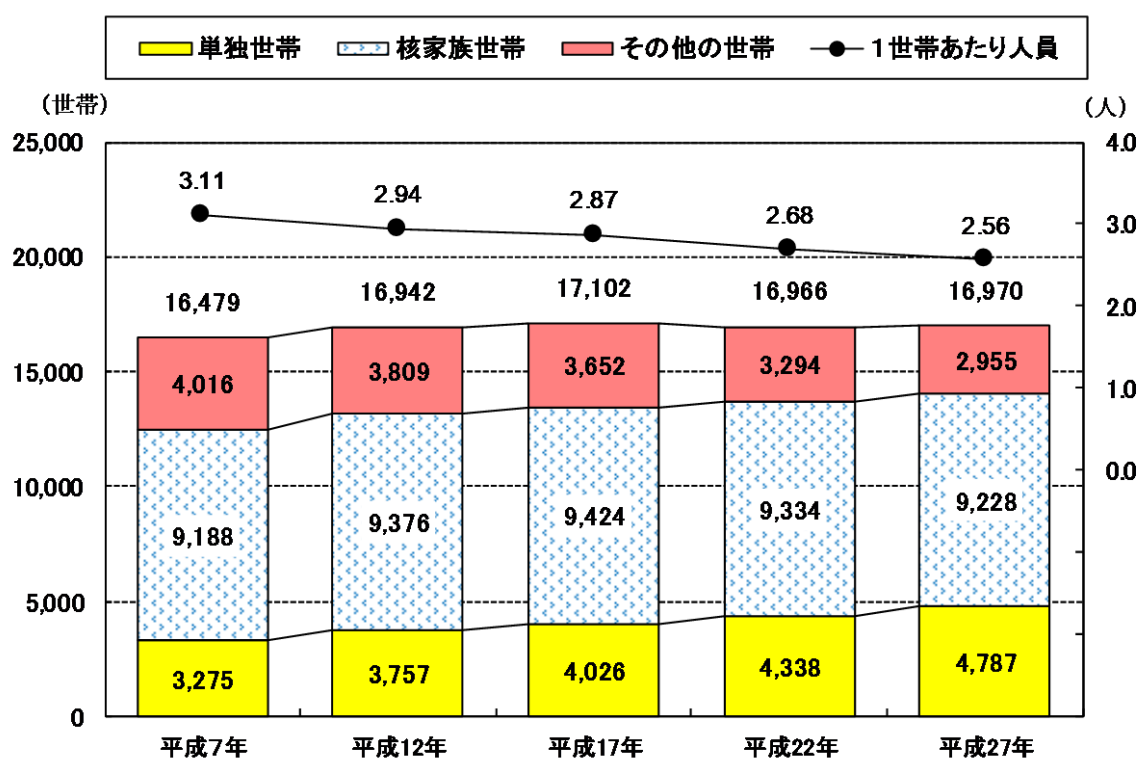
平成7年からの20年間の一般世帯数（総世帯数から施設等の世帯数を除いたもの）の推移は下図のとおりで、平成17年までは増加していましたが、その後やや減少し、横ばいの状態が続いています。

単独世帯の増加は続いています。平成17年まで増加していた核家族世帯はその後減少に転じており、三世代家族等その他の世帯は平成7年以降減少が続いています。

また、単独世帯の増加、三世代家族等その他の世帯の減少により、1世帯あたりの人員数は減少が続いており、平成27年は2.56人となっています。

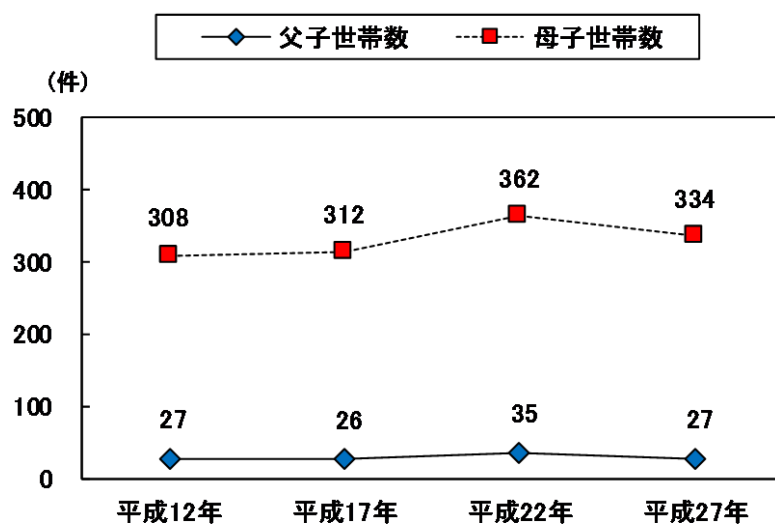
なお、平成7年以降増加傾向にあった母子世帯数は、平成22年から27年にかけてやや減少に転じており、父子世帯数はほぼ横ばい傾向にあります。

■一般世帯数の推移



資料：国勢調査(各年10月1日現在)

■母子・父子世帯数の推移



資料:国勢調査(各年10月1日現在)



3 就労環境

(1) 女性の年齢階層別労働力率※

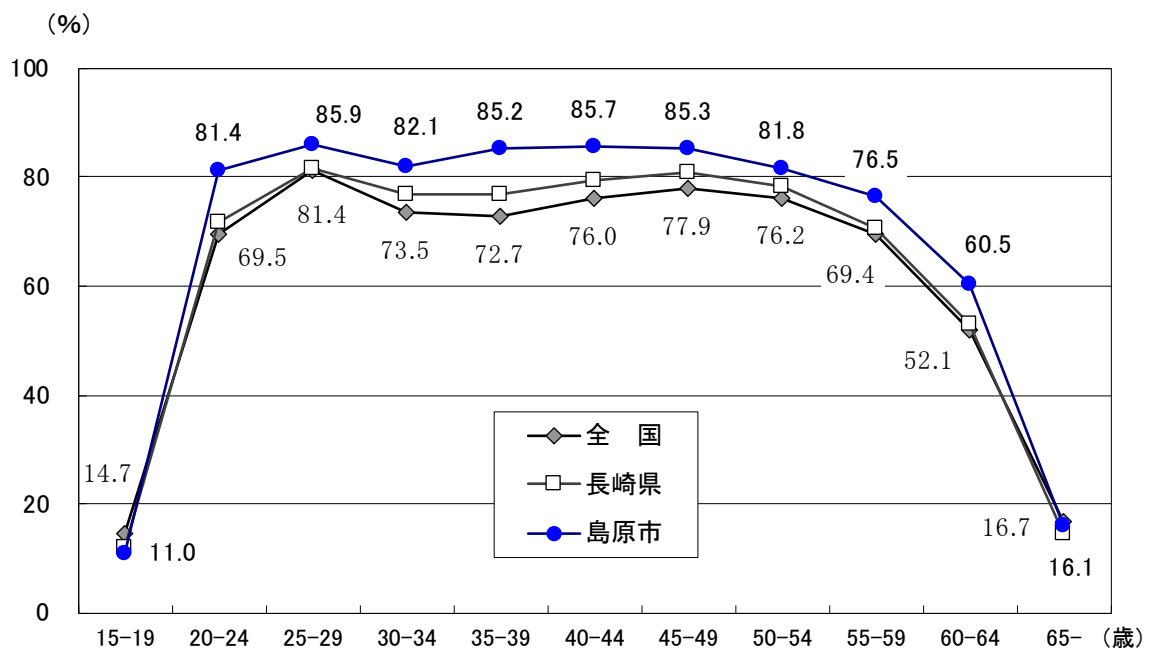
我が国の女性の労働力率を年齢階層別にグラフ化すると、下の国・県のグラフに見られるようないわゆる「M字カーブ」を描くのが一般的です。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、30代後半からの増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられます。

しかし、本市の「M字カーブ」は30代前半での落ち込みが小さく、国・県に比べるとなめらかなM字となっており、出産後も仕事を続ける女性の割合が高いことがうかがえます。また、30代後半から40代後半までの労働力率は、国・県の数値はもとより、20代後半の労働力率とほぼ同じ水準となっています。

働きたい女性が家庭生活と職業生活を両立し、結婚、出産、育児期にも継続して働くことができる状況はそれ自体望ましいことですが、一方で、子育てに伴う経済的な負担の大きさが働かざるを得ない状況を生み出し、それが高い労働力率につながっている可能性も考えられます。

※労働力率：人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

■女性の年齢階層別労働力率（国・県との比較）



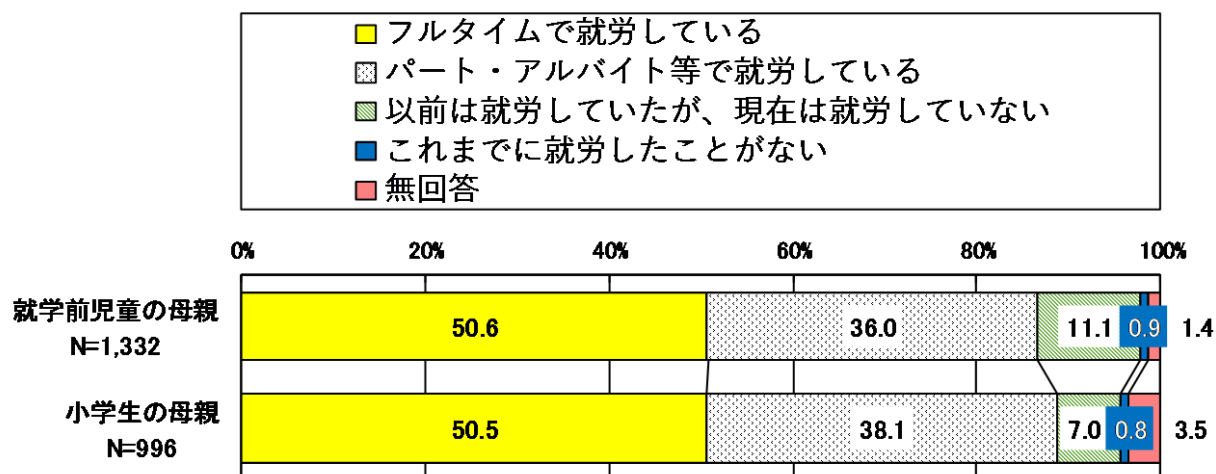
資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

(2) 母親の就労状況

アンケート調査の結果から母親の就労状況を見ると、就学前児童の母親で 86.6%、小学生の母親で 88.6%の人が働いており、母親が就労している割合は高くなっています。

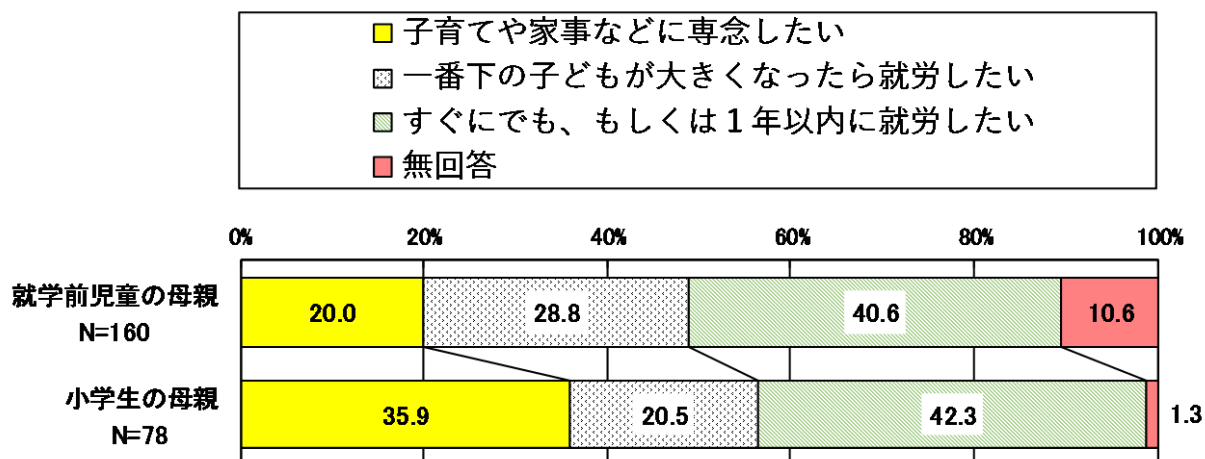
また、現在就労していない母親についても、その多くが「すぐにでも、もしくは1年以内に」又は「一番下の子どもが大きくなったら」就労したいと考えていることがわかります。

■母親の就労状況



資料：アンケート調査結果

■現在働いていない母親の就労希望



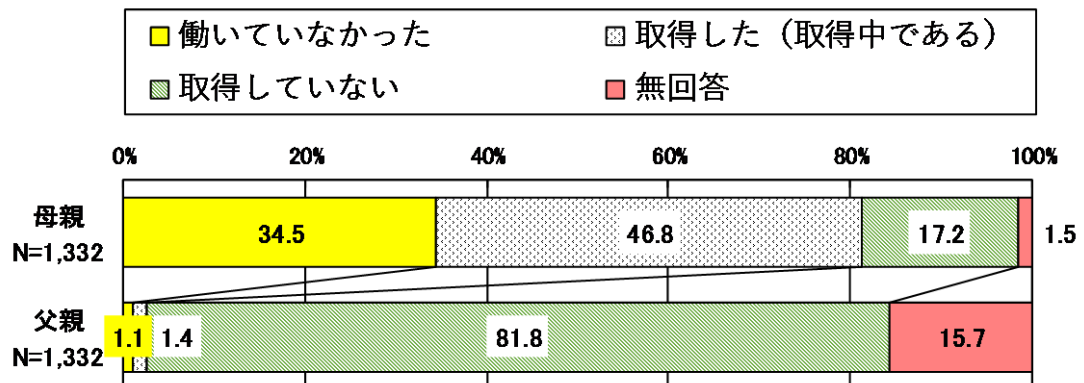
資料：アンケート調査結果

(3) 育児休業の取得状況

アンケート調査の結果から、就学前児童の保護者の育児休業の取得状況を見ると、「取得した（取得中である）」と回答した人は、母親で 46.8%（働いていなかった人と無回答を除くと 73.2%）、父親で 1.4%（働いていなかった人と無回答を除くと 1.6%）となっており、父親の取得は極めて低調であることがわかります。

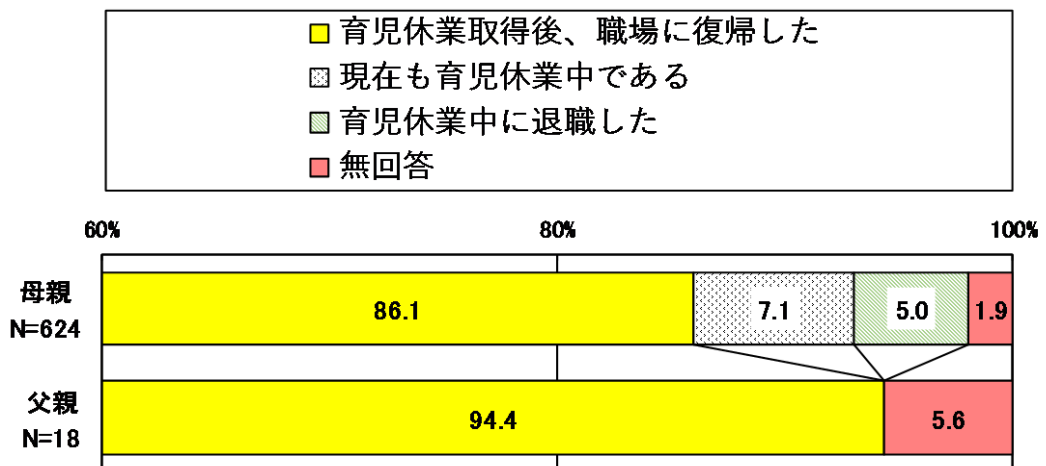
また、母親の中には、育児休業中に退職した人（5.0%）も見られます。

■育児休業の就労状況（就学前児童の保護者）



資料：アンケート調査結果

■育児休業取得後の職場復帰状況（育児休業取得者）



資料：アンケート調査結果

4 教育・保育の現状

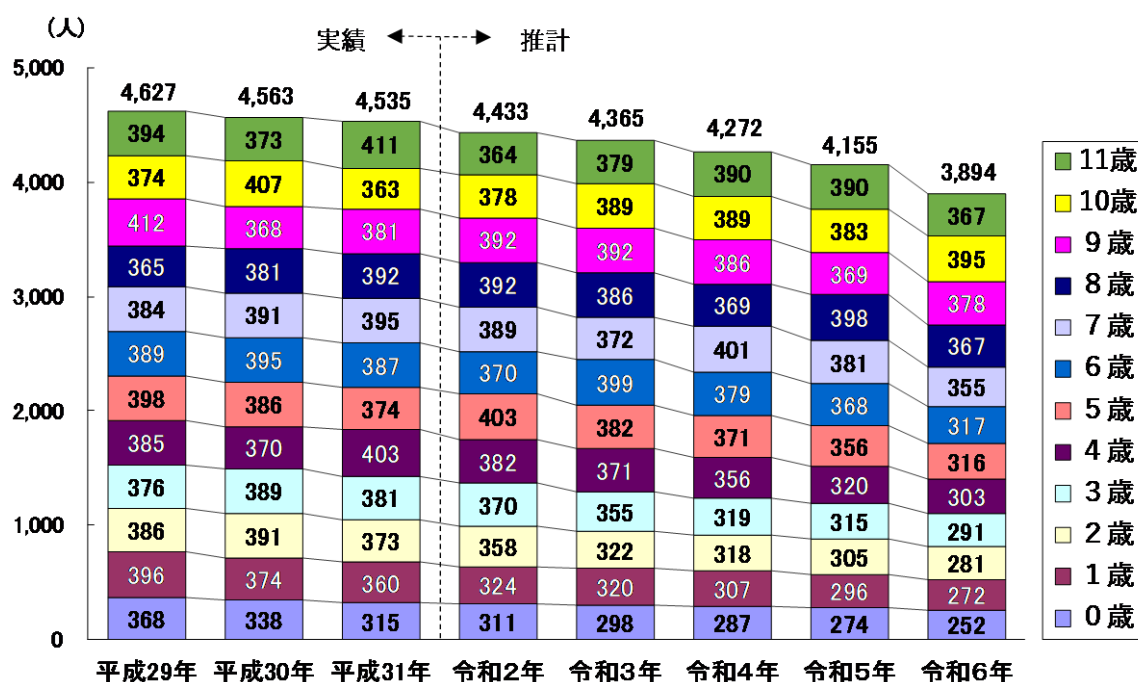
(1) 児童数の推移

本市の教育・保育の主な対象となる11歳以下の児童数は、近年減少傾向にあり、平成31年4月1日現在の就学前児童（0～5歳）数は2,206人、小学生（6～11歳）は2,329人となっています。

また、平成28～31年の住民基本台帳人口を基にコーホート変化率法※を用いて行った人口推計においても、この傾向は続き、計画期間を通してさらなる児童数の減少が見込まれます。

※コーホート変化率法：ここでいう「コーホート」とは、同じ年（または同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指し、「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

■11歳以下の児童数の推移と推計（各年4月1日現在）



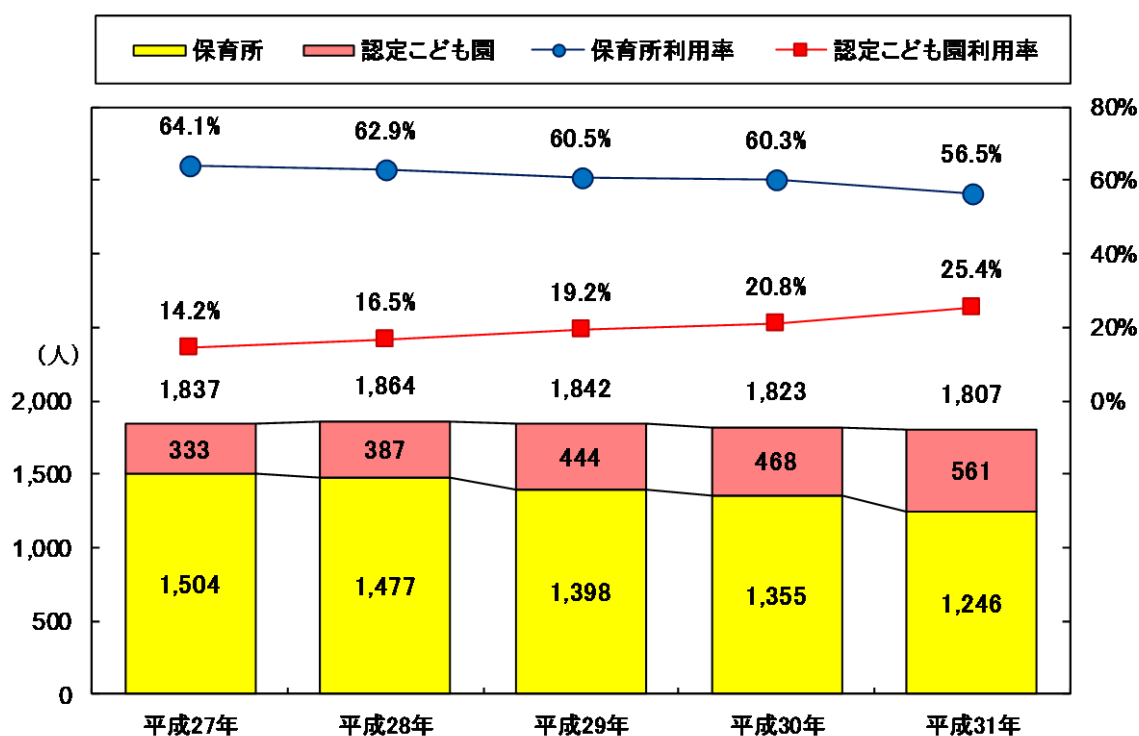
資料：住民基本台帳（令和2年以降はコーホート変化率法に基づく推計人口）

(2) 保育所・認定こども園の状況

平成31年4月1日現在、市内には保育所が20施設、認定こども園が6施設あり、総利用定員は保育所1,320人、認定こども園659人、合わせて1,979人となっています。

前計画期間中の本市在住児童にかかる利用状況は以下のとおりで、市外の施設も含め、全体で毎年1,800人を超える就学前児童がいずれかの施設を利用しており、平成31年の利用者数は就学前児童の81.9%を占めています。

■保育所・認定こども園の利用状況（各年4月1日現在）



※利用率は就学前児童数に占める利用者割合

資料：島原市子ども課

保育所・認定こども園の利用状況（各年4月1日現在）

(単位:人)

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
保育所	市内	1,460	1,439	1,356	1,306	1,192
	市外	44	38	42	49	54
	計	1,504	1,477	1,398	1,355	1,246
認定こども園	市内	313	371	426	448	545
	市外	20	16	18	20	16
	計	333	387	444	468	561
合 計		1,837	1,864	1,842	1,823	1,807
就学前児童数		2,347	2,349	2,309	2,248	2,206
総利用者数割合		78.3%	79.4%	79.8%	81.1%	81.9%

資料：島原市子ども課

市内の保育所・認定こども園の概要（平成31年4月1日現在）

施設区分	施設名	開所時間	延長保育	一時預かり保育	地域子育て支援拠点事業	放課後児童健全育成事業（学童）	病後児保育	利用定員	入所児童数	平成31年充足率
保育所	向陵保育園	7:00～19:00	○					70	62	88.6%
	みやま保育園	7:00～19:00	○					40	35	87.5%
	東向保育園	7:00～19:00	○	○				40	37	92.5%
	恵祥保育園	7:00～19:00	○	○		○	○	60	52	86.7%
	心香保育園	7:00～19:00	○	○	○			100	96	96.0%
	誓願幼児園	7:00～19:00						60	60	100.0%
	桜花保育園	7:00～19:00	○	○				40	38	95.0%
	おさなご園	7:00～19:00	○	○	○	○	○	100	84	84.0%
	山寺保育園	7:00～19:00	○	○				60	60	100.0%
	たけしま保育園	7:00～19:00	○	○		○		110	94	85.5%
	愛児保育園	7:00～19:00	○					60	60	100.0%
	春陽保育園	7:00～19:00	○	○	○	○		110	110	100.0%
	寺町保育園	7:00～19:00	○					40	36	90.0%
	こひつじ保育園	7:00～19:00	○	○		○		60	58	96.7%
	わかさ園保育所	7:00～20:00	○	○	○	○	○	90	85	94.4%
	美祢保育園	7:00～18:00						30	15	50.0%
	中木場保育園	7:00～19:00	○	○		○		70	70	100.0%
	安徳保育園	7:00～18:30	○	○				90	89	98.9%
	浦田保育園	7:00～19:00	○					40	33	82.5%
	白山保育園	7:00～19:00	○	○		○		50	49	98.0%
	計							1,320	1,223	92.7%
認定こども園	ありあけ幼稚園	8:00～18:30						89	77	86.5%
	勝光幼稚園	7:00～19:00						50	46	92.0%
	ひかわ第一幼稚園	9:00～17:00		○		○		175	140	80.0%
	清華こども園	7:00～19:00	○	○	○	○		90	81	90.0%
	島原幼稚園	7:30～18:30				○		150	121	80.7%
	みどり保育園	7:00～19:00	○	○	○	○		105	95	90.5%
	計							659	560	85.0%

※入所児童数には市外からの受け入れ児童を含む

資料：島原市こども課

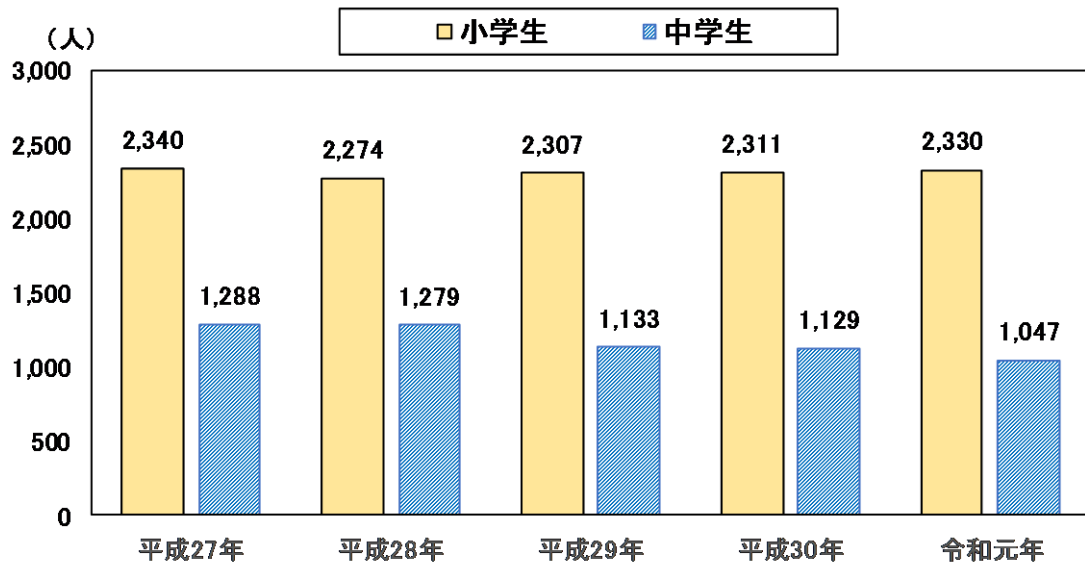
※各園の実施事業について…上の表には地域子ども・子育て支援事業として実施している園について○を入れていますが、自主事業として実施している園もあります。

(3) 小中学校の児童生徒数の状況

本市には、小学校が9校（分校1校）、中学校が5校あります。

平成27年以降の小学校児童数は横ばい、中学校生徒数はやや減少傾向にあり、令和元年5月1日現在の小学生は2,330人、中学生は1,047人となっています。

■小中学校児童生徒数の推移（各年5月1日現在）



資料：島原市学校教育課

各小中学校の児童生徒数の推移（各年5月1日現在）

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小 学 校	第一小学校	454	456	463	491	495
	第二小学校	237	231	230	229	241
	第三小学校	285	265	283	271	277
	第四小学校	189	202	203	202	205
	第五小学校	338	318	314	326	323
	三会小学校	262	254	269	259	253
	長貫分校	12	12	14	16	14
	大三東小学校	238	236	232	232	237
	湯江小学校	243	225	226	215	213
	高野小学校	82	75	73	70	72
	合 計	2,340	2,274	2,307	2,311	2,330
中 学 校	第一中学校	366	373	355	377	351
	第二中学校	245	238	187	189	168
	第三中学校	190	188	158	156	151
	三会中学校	138	124	110	116	120
	有明中学校	349	356	323	291	257
	合 計	1,288	1,279	1,133	1,129	1,047

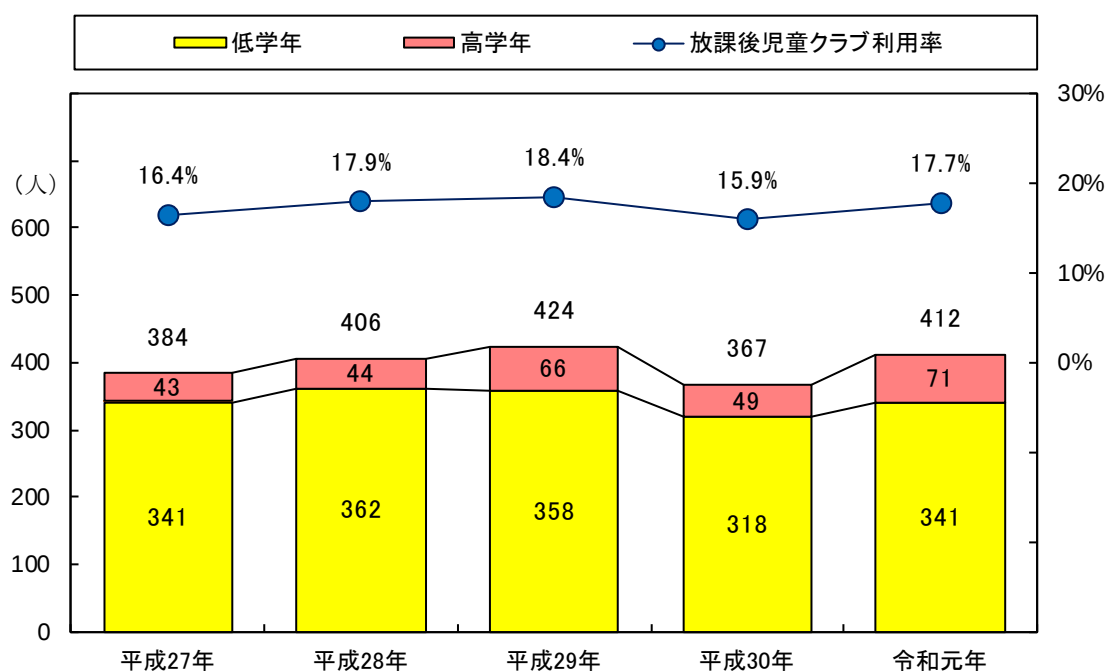
資料：島原市学校教育課

(4) 放課後児童クラブの利用状況

本市では、下校後保護者がいない小学生を対象とした放課後児童健全育成事業である放課後児童クラブ（学童クラブ）を市内 12 か所の保育所や認定こども園で実施しています（1 年生から 6 年生まで対象）。

放課後児童クラブの利用者数は横ばいで、令和元年は低学年 341 人、高学年 71 人の合わせて 412 人となっています。

■放課後児童クラブの利用状況（各年 5 月 1 日現在）



※利用率は小学校児童数に占める利用者数割合

資料：島原市こども課

放課後児童クラブの利用状況（各年5月1日現在）

（単位：人）

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
低 学 年	341	362	358	318	341
高 学 年	43	44	66	49	71
合 計	384	406	424	367	412
小学校児童数	2,340	2,274	2,307	2,311	2,330
利 用 率	16.4%	17.9%	18.4%	15.9%	17.7%

資料：島原市こども課

市内の放課後児童クラブ一覧（令和元年5月1日現在）

名称	定員	開所時間	校区
Seika学童クラブ 「Kidsぱんたか」	35	平日 13:00～18:00 土曜日 8:30～17:30	大三東小
恵祥保育園学童クラブ チューリップ	35	平日 14:00～18:00 土曜日 7:00～18:00	高野小
おさなご園 すくすくクラブ	25	平日 13:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	三会小
学童ひかわおひさまクラブ	33	平日 12:00～18:00 土曜日 9:00～18:00	第一小
煌めきクラブ	38	平日 15:00～18:00 土曜日 8:00～18:00	第一小
島原幼稚園学童クラブ	28	平日 13:30～18:30 土曜日 7:30～18:30	第二小
こひつじなかよしクラブ	30	平日 12:00～18:00 土曜日 7:00～18:00	第二小
しゅんよう学童クラブ	50	平日 14:00～19:00 土曜日 7:00～19:00	第二小
わかくさ園学童 くるみクラブ	45	平日 12:00～18:00 土曜日 8:00～18:00	第三小
白山学童あおぞらクラブ	35	平日 14:00～18:00 土曜日 9:00～18:00	第三小
学童ちえなみクラブ	40	平日 15:00～18:00 土曜日 9:00～18:00	第四小
安中学童クラブ	43	平日 12:00～18:00 土曜日 7:00～18:00	第五小

※上記のほか、自主事業により実施しているクラブがあります。

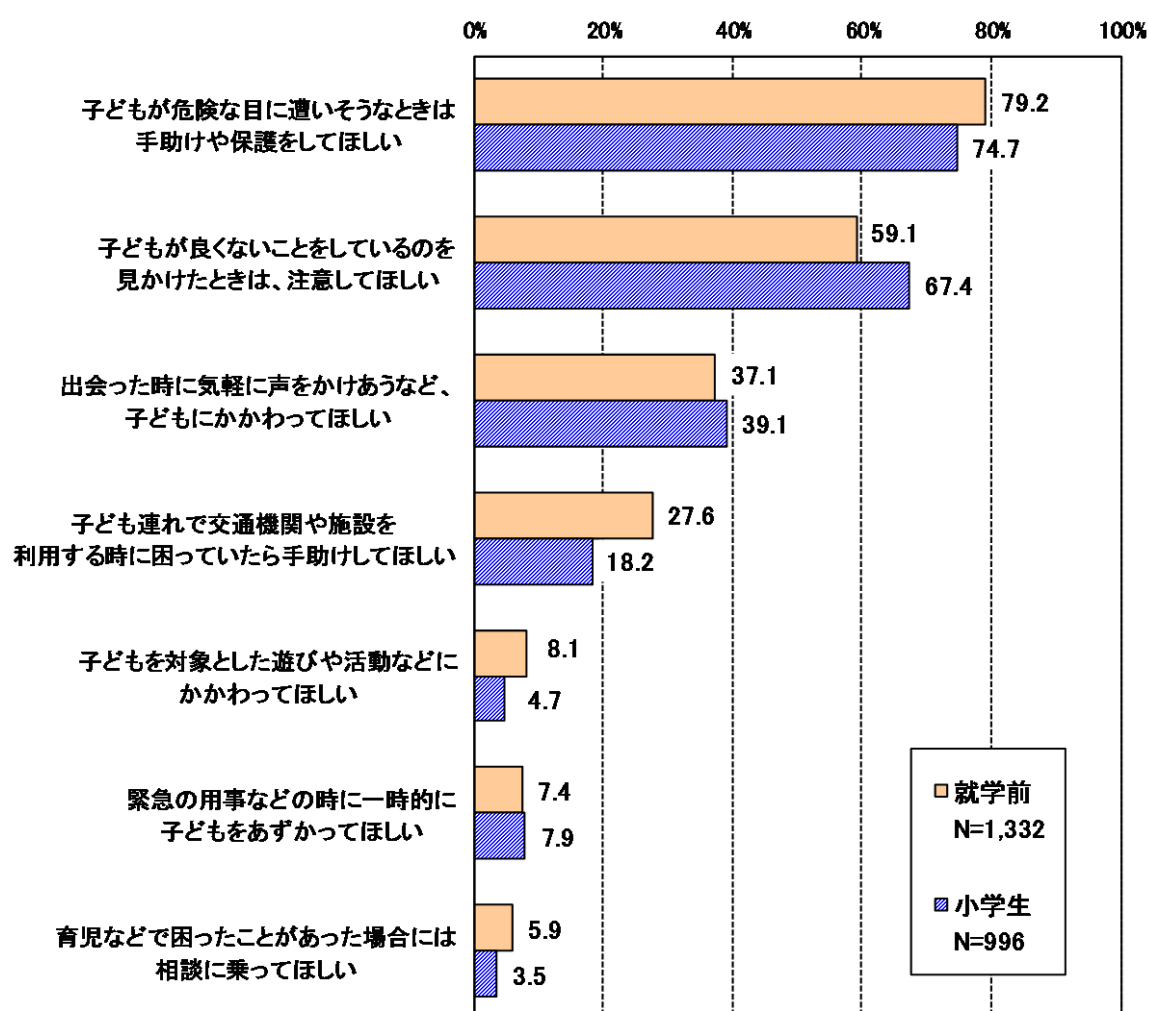
資料：島原市こども課

5 アンケート調査結果に見る子育て支援ニーズ

(1) 子育てをする上で、近所や地域に望むこと

子育てをする上で近所や地域に望むこととしては、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」(就学前：79.2%、小学生：74.7%)が最も多く、以下、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」(就学前：59.1%、小学生：67.4%)、「出会った時に気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」(就学前：37.1%、小学生：39.1%)と続いています。

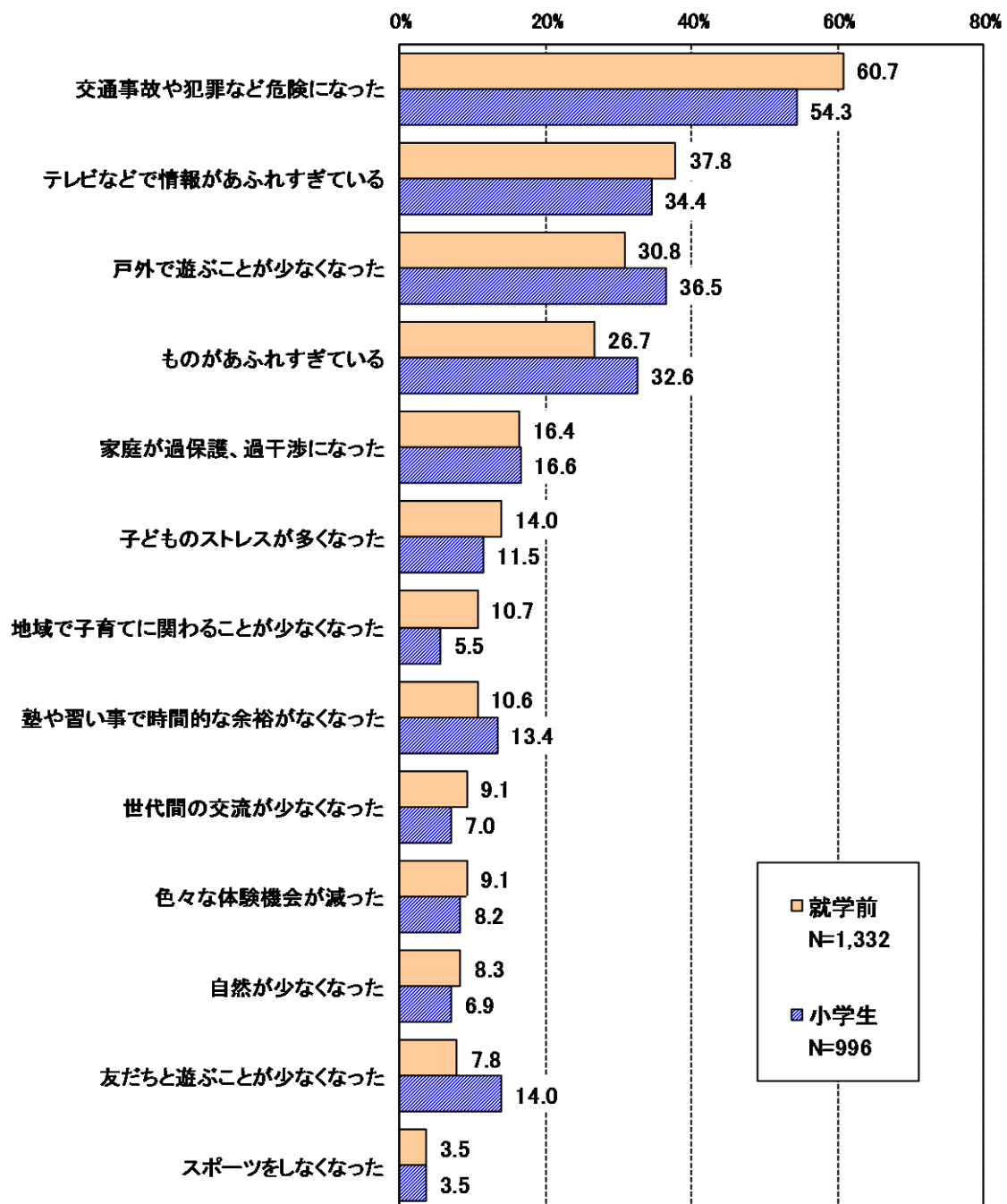
■子育てをする上で、近所や地域に望むこと



(2) 子どもを取り巻く環境で特に問題だと思うこと

子どもを取り巻く環境のなかで、特に問題だと思うこととしては、「交通事故や犯罪など危険になった」(就学前：60.7%、小学生：54.3%)が最も多く、次いで「テレビなどで情報があふれすぎている」(就学前：37.8%、小学生：34.4%)、「戸外で遊ぶことが少なくなった」(就学前：30.8%、小学生：36.5%)、「ものがあふれすぎている」(就学前：26.7%、小学生：32.6%)が上位にあがっています。

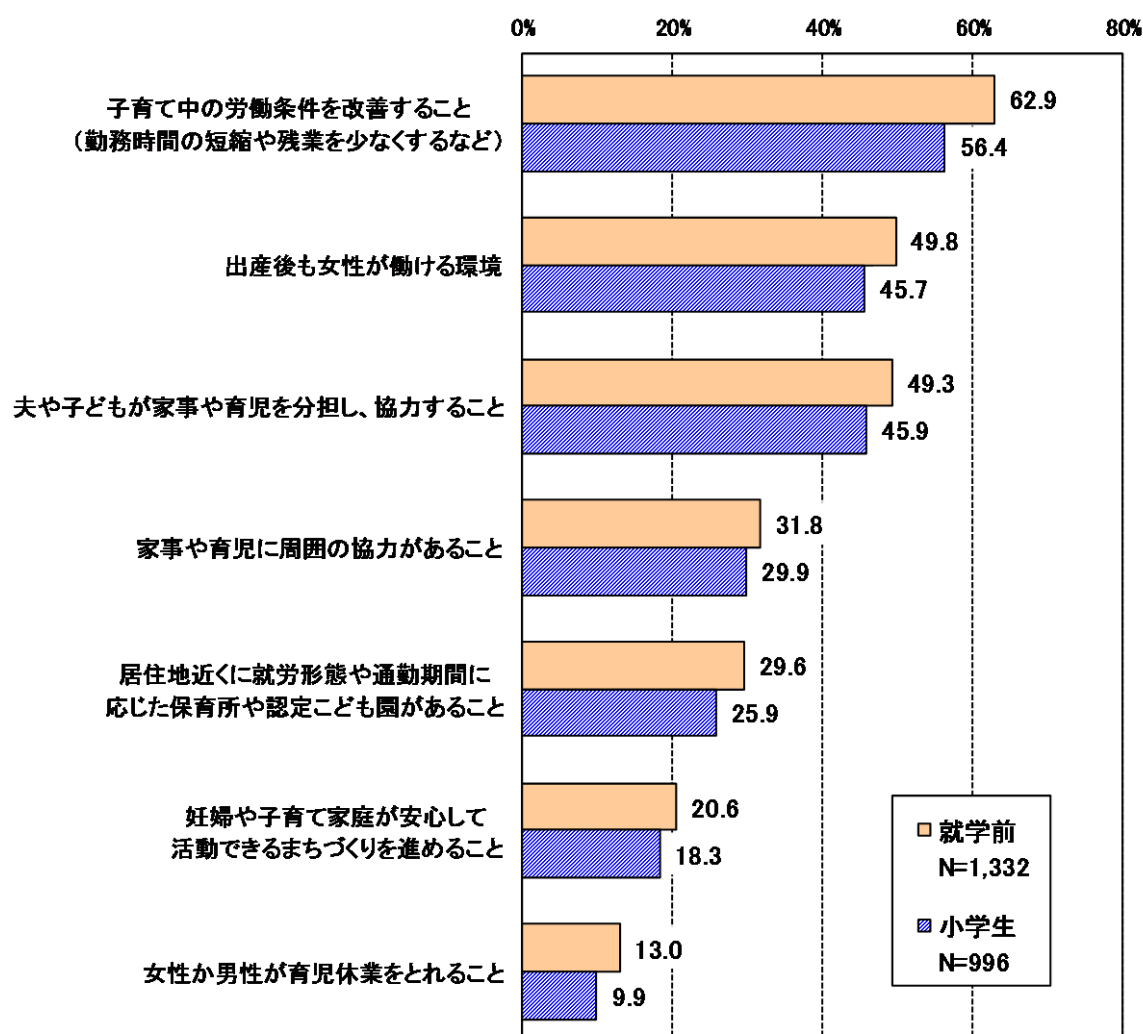
■子どもを取り巻く環境で特に問題だと思うこと



(3) 共働きで子育てするために必要なこと

共働きで子どもを育てるために必要なことについては、「子育て中の労働条件を改善すること」（就学前：62.9%、小学生：56.4%）が最も多く、以下、「出産後も女性が働ける環境」（就学前：49.8%、小学生：45.7%）、「夫や子どもが家事や育児を分担し、協力すること」（就学前：49.3%、小学生：45.9%）と続いています。

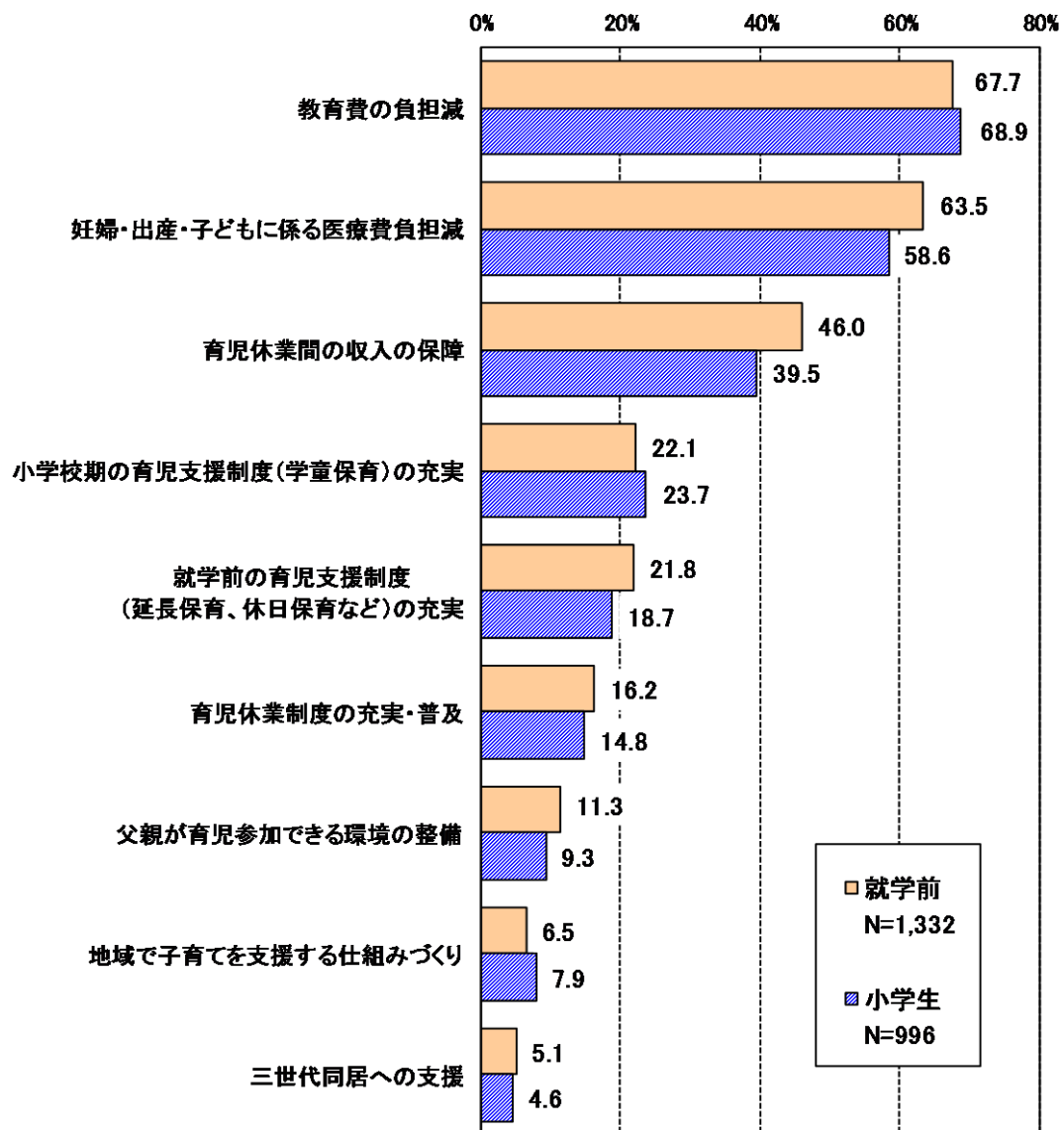
■共働きで子どもを育てるためにはどのようなことが必要だと思うか



(4) 「子どもを産みたい」と考えられるための施策

子育て中の保護者に、どのような対策が充実すれば「子どもを産みたい」と考えられるようになると思うか尋ねたところ、「教育費の負担減」(就学前:67.7%、小学生:68.9%)が最も多く、以下、「妊娠・出産・子どもに係る医療費負担減」(就学前:63.5%、小学生:58.6%)、「育児休業間の収入の保障」(就学前:46.0%、小学生:39.5%)と続いており、経済的な負担軽減を求める声が多くなっています。

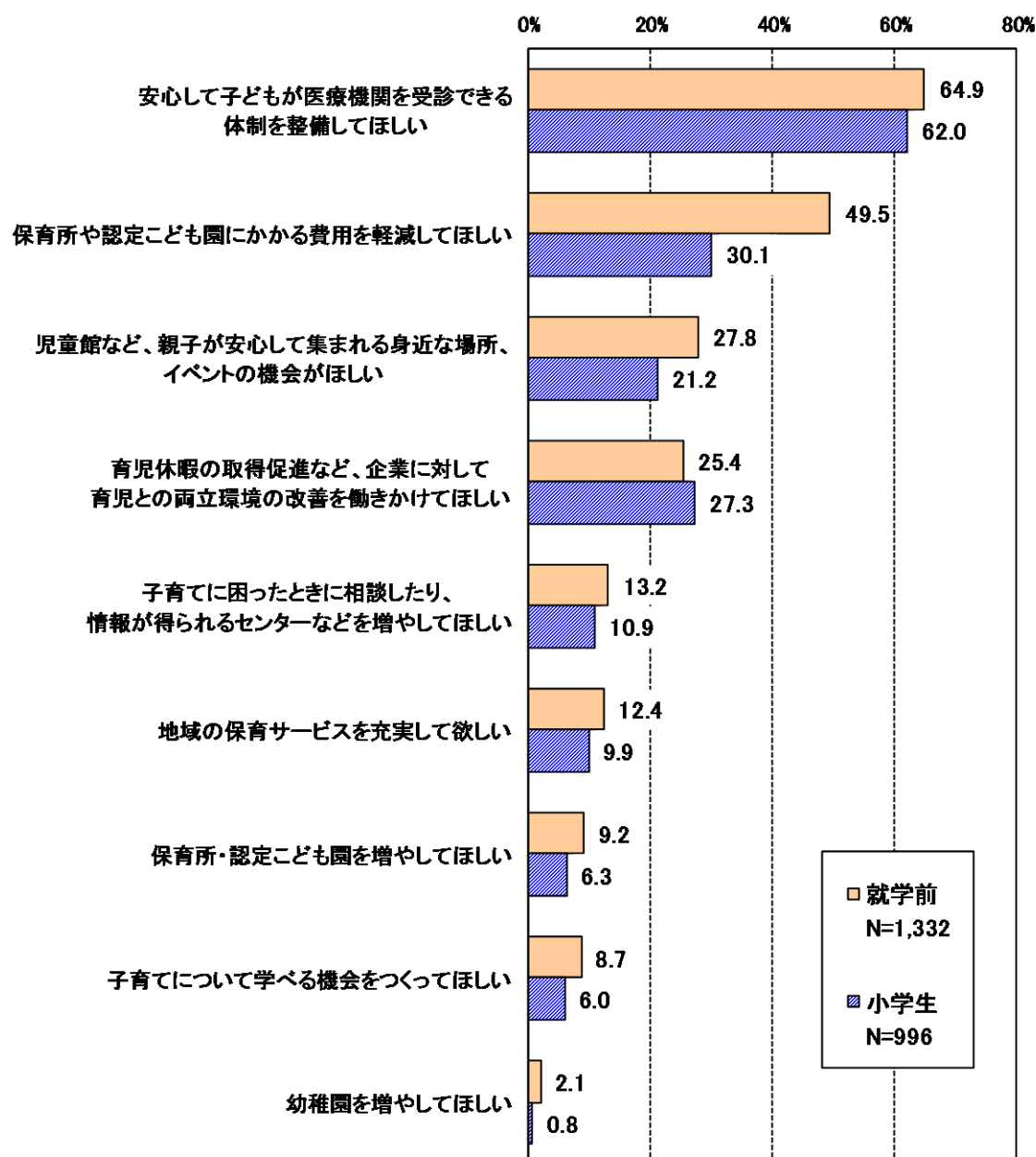
■どのような対策が充実すれば「子どもを産みたい」と考えられるようになるか



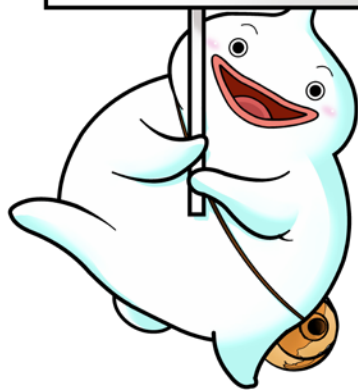
(5) 市の子育て支援について特に期待すること

市に期待する子育て支援としては、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」（就学前：64.9%、小学生：62.0%）、「保育所や認定こども園にかかる費用の軽減」（就学前：49.5%、小学生：30.1%）が上位にあがっています。

■市の子育て支援について特に期待すること



第3章



計画の基本的な考え方

1 基本的な視点

前計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針で示された、子どもの育ちや子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義、社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割を明確にするという観点から、3つの基本的視点を掲げていました。本計画においても、引き続き以下の3点を計画の基本的視点とします。

(1) 子どもの最善の利益の追求

子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とし、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもも含め、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

(2) 親としての成長の支援

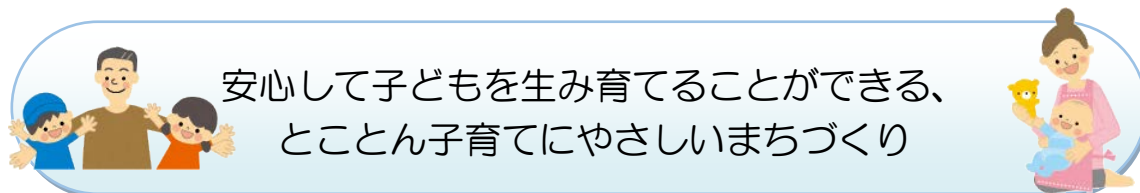
保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提とし、保護者の育児を肩代わりするものではなく、様々な状況の中で子どもと向き合う親の思いに寄り添い、親としての成長を支援することで、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられることを目指します。

(3) 地域全体での支え合い

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有しつつ、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心を高め、それぞれの役割を果たしていくことを目指します。



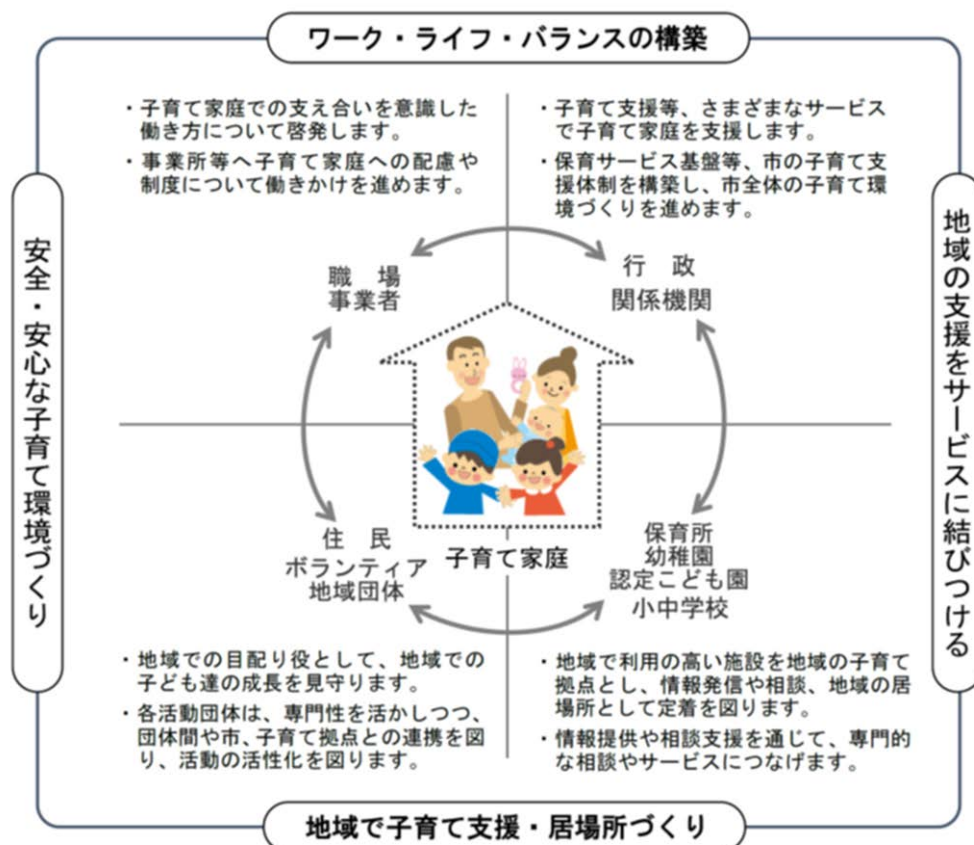
2 基本理念



少子高齢化が進行する中で、近年急激に進んだ都市化や核家族化は、子育ての環境に大きな変化をもたらしました。かつては、家庭に同居する親や祖父母、隣近所の人々の助けやアドバイスを得ることができる環境がありましたが、核家族化、地域のつながりの希薄化が進み、悩みを相談する相手や助けを求める相手も少なく、子育ての負担と不安によるストレスにさらされ、孤立しがちな保護者も増えています。

子どもを産み育てるためには、様々な迷いや悩みも生じますが、その分「子育てに伴う喜び」も感じることができます。子育ての喜びや楽しさ、苦労をともに分かちあい、地域全体で子育てを支援し、子ども・子育て家庭・地域がともに成長していけるよう、本計画においても前計画の基本理念を引き継ぎ、「安心して子どもを産み育てることができる、とことん子育てにやさしいまちづくり」を推進します。

■市全体で支え合う子育て支援のイメージ



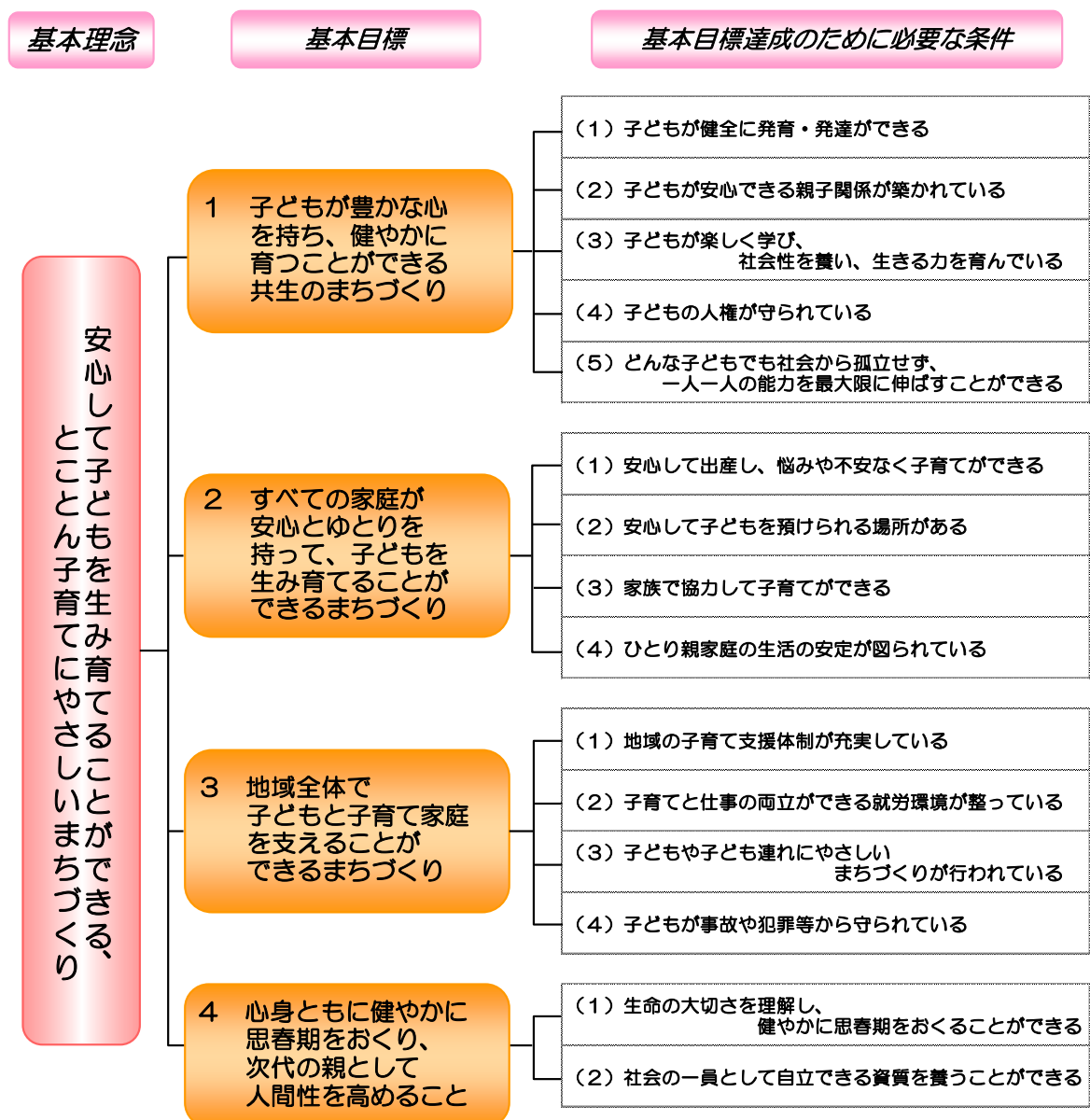
3 基本目標と施策体系

計画の基本理念を実現するために、市と市民がめざすまちの姿を、①子ども、②子育て家庭、③地域社会、④次代の親づくりという視点から設定した4つの基本目標と、その目標達成のために必要な条件を掲げ、施策の体系としました。

また、第4章においてその具体的な取組を定めるとともに、第5章において子ども・子育て支援事業の提供体制の確保策等を定めました。

なお、基本目標及び施策体系は「島原市次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成22年度～平成26年度）」から「島原市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度（令和元年度））」を経て、本計画へと引き継がれてきています。

■計画の体系図



4 計画の推進体制と進行管理

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、本市は「子ども・子育て支援新制度」の実施主体として、全ての子どもとその保護者に適切な子育て環境が等しく確保されるよう、各関係機関と連携し、総合的かつ計画的に施策を実施していくこととします。

特に「子ども・子育て支援新制度」に基づく教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施については、教育・保育施設等を運営する事業者との協力が不可欠です。また、専門性の高い施策及び複数の市町にまたがる広域的な対応が必要な施策については、県が策定する「長崎県子育て条例行動計画」やその他の方針等を踏まえ、必要に応じて県の協力を受けながら推進を図っていきます。

一方で、子育てについては、まずは家庭が中心となるべきであり、子育て支援として行政のできることには自ずから制約があります。それぞれの保護者に「子育ての基本は家庭である」という認識を高めていただくとともに、子育てにおける保護者、特に母親の負担をまわりが理解し、行政だけでなく、家族や地域がサポートするといった、家庭や地域の取り組みを含めた子育て支援をまちぐるみで展開する必要があります。市民一人一人が子育てと子育て支援の重要性を理解し、それに関する取り組みを実践・継続していけるよう、市ホームページ等で本計画内容を公表し、市民への周知徹底を図るとともに、各種行事や日々の行政活動など、あらゆる手段、機会を利用して、子育て支援に取り組もうとする市民や地域の気運を高めていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画については、市こども課が中心となって、毎年進捗状況を把握・点検し、「島原市子ども・子育て会議」において、その内容について評価を行います。併せて、計画の進捗状況は、市ホームページ等で公表を行い、市民への周知を図っていきます。

また、本計画の記載内容について、特に第5章における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」に関しては、国の制度や市内施設の状況の変化に伴い、大きく変動することも想定されることから、必要に応じて見直しを行うこととします。

第4章



次世代育成支援 施策の展開

基本目標1 子どもが豊かな心を持ち、 健やかに育つことができる共生のまちづくり

1 子どもの健全な発育・発達を確保するために

1. 乳幼児健康診査の充実

各種乳幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。

2. 予防接種の推進

すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって病気を予防できるよう、市広報紙や乳幼児健診、乳幼児相談等により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。

3. 乳幼児期の事故防止に関する啓発

各種教室、健診等でパンフレットを配布し、乳幼児の誤飲・転落・やけど等の事故防止に関する啓発を行います。

4. 歯の健康づくりの充実

各種教室、健康診査、フッ素塗布時においてむし歯予防意識の向上や食生活の改善等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。

早期からむし歯予防に対する関心を持ってもらうため、1歳児親子歯科健診を実施し、歯科衛生士によるブラッシング指導やフッ素塗布を行うとともに、むし歯の早期発見・早期治療のため、1歳6か月児・3歳児・5歳児健康診査を実施します。

丈夫な歯をつくるため、1歳児から3歳6か月児までを対象に3か月ごとにフッ素塗布ができる機会を提供します。また、保育所・認定こども園・小学校・中学校においてフッ化物洗口ができる体制の整備を図ります。

5. 疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

医療機関との連携を図り、各種乳幼児健康診査等により、疾病や障がいを早期発見し、医療機関との連携により、早期治療・早期療育に努めます。

6. 多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、自閉症スペクトラムなど、多様化する発達障がいに対応できるよう、心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門的な相談体制の充実を図ります。また、子どもの発達を促すため、発達支援教室を開催します。

7. 家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実

子どもの基本的な生活習慣確立に向け、各種健康診査において、生活リズムの確認を行い、規則正しい生活リズムの大切さについて知識の普及を図ります。

離乳食をスムーズに勧められるように6か月児の母親を対象に離乳食教室を開催します。

また、食物アレルギーや肥満が気になる親子を対象に、より専門的な指導や助言を行い、子どもの生涯にわたる健康増進のため、アレルギー教室や小児生活習慣病予防教室を開催します。

8. 食育の推進

子どもの心身の健全な成長を支える食生活について、「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的な生活習慣の確立や様々な体験活動、共食により「食」に対する感謝の理解を深めるため、「第3次島原市食育推進計画」に基づき推進します。

また、小児からの生活習慣病を予防するために学校や保育所等で提供される給食を生きた媒体として活用し、保護者への啓発を行います。

9. 育児相談

乳幼児相談事業の中で子どもの育児相談に対応するとともに、保護者の不安の軽減に努めます。

2 子どもが安心できる親子関係を築くために

1. 子どもが安心できる親子関係を築くことの大切さの啓発

各種子育て教室・講演の場で、親と子がコミュニケーションを図り、子どもが安心できる親子関係を築くことの大切さを啓発します。

また、乳幼児健康診査や各種教室、親子のつどいの場など親子の集まりの場で、成長に合わせた抱っこなど、乳幼児期のスキンシップの大切さを伝えていきます。

2. 親子のふれあいの場の提供

子育て支援センターの各種行事・育児サークル・わくわく交流会など、親子のふれあいの場と、親子ふれあいキャンプや各種スポーツ大会等、親子で参加できる体験活動の場を提供します。

3 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むために

1. 教育内容の充実

児童生徒に「生きる力」を育むことを目指して、地域の特性を生かした教育活動を展開し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、課題解決に必要な思考力、判断力、表現力などを磨きます。

また、少人数指導の実施など、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実により、主体的に学習活動に取り組む態度を養います。

さらに、教職員に対する各種研修を適宜、適切に開催することによって、教職員の資質の向上を図ります。

2. 体験的な学習機会の拡充

特別活動や総合的な学習の時間をはじめとして、各教科等においても、体験的な活動をできるだけ取り入れるよう努めます。

また、児童生徒一人一人が自らの生き方について考え、夢を育むとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、地域、事業所及び行政機関の連携・協力のもとに小学校での体験学習、中学校での職場体験活動を行います。

3. 児童会や生徒会活動等の充実

児童生徒が相互に協力し、よりよい学校生活を築く自主的・実践的な態度を育成するため、全小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。

4. 地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

学校評議員をはじめ、学校支援会議等における保護者や地域の方々からの学校の教育活動に関する意見を聴取するとともに、学校の自己評価を保護者や地域の方々へ公開し、様々な意見を学校改善に役立てます。

また、学校公開の実施により、学校の教育活動を家庭や地域に公開し、地域に開かれた学校づくりに努めます。

5. 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供

子どもの「豊かな心」「健やかな身体」を養うとともに、冒険心やチャレンジ心を育てるうえで、遊びや自然体験はたいへん効果的であるため、事故防止に十分配慮しながら、遊びや自然体験の機会をできるだけ増やすよう努めます。そのため、児童館や地区公民館等を子どもの遊び場として開放するとともに、市内の教育・文化施設で多様な体験活動の機会を提供します。

また、週末余暇活動等で、子どもと家族の交流を図り、親子の相互理解やふれあいを促進します。

6. 子ども会活動の活性化

少子化等に伴い、単一子ども会での活動が困難になっているため、「島原市子ども会育成連絡協議会」と連携し、近隣の子ども会同士や小学校区単位での活動を増やしたり、子どもまつりなど、日頃馴染みの少ない地域の大人と子どもたちが交流を図れるようなイベントを開催することにより、子ども会活動の活性化を図ります。

7. 子どもと親に向けたイベントや地域活動の情報提供

市及び近隣市で開催されるイベントや地域活動への子どもの参加を促進するため、子ども向けの情報紙、市の広報紙やホームページ等、様々な媒体による情報提供を行います。

8. ボランティア活動への参加促進

子ども自身が社会の一員としての自覚を持ち、積極的にボランティア活動に参加することで、信頼できる大人や仲間と出会い、人とのふれあいを通じて思いやりや優しさを感じるとともに、自分が社会に貢献できる喜びを感じる機会を提供します。

9. 地域への愛着を高める活動の促進

郷土を愛する気持ちや地域への愛着を高めるため、子どもが地域の自然環境や伝統文化にふれることのできる行事やイベントに積極的に参画できる環境づくりを促進します。

10. 読書活動の推進

ブックスタート事業で、子どもと絵本との出会いを支援するとともに、大人が読書の大切さ・楽しさを知り、子どもに伝えることによって読書習慣を育むよう、保護者への啓発や学習機会の提供に努めます。

また、保育所、認定こども園、学校等における子どもの読書活動を支援するために、図書館・公民館等の各施設と連携・協力し、読書環境の整備を図るとともに、

絵本の読み聞かせなどを行っている市内の民間団体、ボランティアとも協力し、幼児の頃から本に親しむ機会を提供します。

さらに、小学校では、読み聞かせや図書の紹介や図書館の環境整備などにより、読書に対する興味・関心を喚起するとともに、「朝の読書」や各自の読書目標を立てさせる取り組みなどを通して、読書習慣の形成を目指します。

4 子どもの人権を守るために

1. 子どもの人権に関する市民意識の啓発

「児童の権利に関する条約」の理念を現実のものとするため、その理念・内容の普及に努め、子どもの人権に関する市民意識の高揚を図ります。

また、児童虐待問題に対する家庭や地域、学校など社会全般の関心と理解を深めるため、毎年11月の児童虐待防止推進月間において「オレンジリボン運動」を実施するなど、様々な広報・啓発活動を推進し、市民の意識啓発に努めます。

2. 児童虐待の予防及び早期発見

乳幼児健診時等の育児相談体制の充実や育児サークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、ハイリスク家庭等を対象とした訪問活動等を通して、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。

3. 児童虐待防止対策の充実

児童虐待に対し、医療・保健・福祉・教育・警察等の関係機関で構成される「島原市要保護児童対策地域協議会」での活動を充実するとともに、実務者会議での情報交換や個別ケース会議での対応策の検討など、組織的かつ専門的対応の徹底と協議会内での連携強化を図ります。

また、研修会等により、児童虐待防止に向けての関係者の資質向上に努めます。

4. いじめの解消

児童生徒一人一人を大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない等の共通理解を教職員全員がもち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの根絶に向けて全力で取り組みます。

5. 子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実

いじめ・不登校には心のケアが必要なため、いじめ・不登校に積極的に関わる生徒指導相談員、心の教室相談員、スクールカウンセラーの配置を進め、カウンセリング機能のさらなる充実により、児童生徒の心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決を目指します。

6. 不登校児童生徒への対応の充実

島原市適応指導教室「ひまわり」における継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童生徒の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。

家庭に引きこもっている不登校生徒に対しては、相談員の家庭訪問による教育相談や生活指導、学習指導の充実を図り、学校への復帰を支援します。

7. 被害に遭った子どもの保護の推進

児童相談所（長崎県の場合「こども・女性・障害者支援センター」）等の専門機関と連携し、心のケアによる立ち直りを支援していくとともに、「島原市要保護児童対策地域協議会」における関係機関の協力により、児童が所属する学校・園等の関係者とも連携しながら児童を見守るなど、虐待の再発を防止し、虐待を受けた子どもと家族の自立に向けた長期的な支援に努めます。

また、子どもたちの立ち直りの各段階において、切れ目のない継続的な支援を推進するため、「子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日公布）」に鑑み、関係機関と連携した対応を検討します。

5 どんな子どもでも社会から孤立せず、 一人一人の能力を最大限に伸ばすために

1. 障がい児理解のための啓発

障がいのある子どもやその家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、市広報紙や、子どもまつりなどのイベントを利用した啓発・広報活動を継続的に行うなど、多様化する障がいと障がいのある子どもに対する理解を深めるための啓発を行います。

2. 療育相談支援体制の充実

こころやからだの発達の偏りや遅れが考えられる子どもについて、できるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう各種乳幼児健康診査等を通じて、保健、医療、福祉、教育の各機関との情報の共有化や連携を図ります。

市保健センターや市自立支援協議会こども部会等の障害児支援関係機関と連携し、障がいに対する気づきから障がい受容、療育を経て就学に至るまでの一貫した総合的な支援に努めます。

3. 障がい児保育等の充実

可能な限り保護者の望む保育所や認定こども園での受け入れを行うようにするとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

また、放課後児童クラブにおいても障がいのある子どもの受け入れを促進するため、児童クラブ指導員を対象とした研修等により指導員の育成に努めます。

4. 教育相談・就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を図ります。

5. 特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒一人一人の状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制の整備を図ります。

また、教職員の資質向上のため、特別支援教育コーディネーターの研修等を一層充実させ、障がい種別の多様化に対応できる体制を充実させるとともに、全教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。

6. 交流学習等の推進

障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流学習や共同学習を積極的に推進し、その相互理解を促進します。

7. 心身障がい児とその家族に対する支援の充実

心身障がい児やその養育者に対し、手当の支給、医療費の助成を行うとともに、補装具の交付・修理、日常生活用具の給付を通じて生活支援を行います。

また、在宅心身障がい児に対するホームヘルプサービスやショートステイ等、在宅福祉サービスの充実を図ります。

8. 育児相談

乳幼児相談事業や家庭訪問により、発達の偏りや遅れ、障がいのある子どもや在宅で医療的ケアを必要とする子どもの育児相談に対応するとともに、保護者の不安の軽減に努めます。

9. 障害児通所支援事業

障がい児が、障がい特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、サービス提供事業所との連携強化に努めます。

また、年齢に応じた重層的な支援を継続して受けられる体制の確立を目指し、関係する機関等との連携強化に努めます。

10. 関係機関との連携による要保護児童への支援

特別な支援を要する子どもに関する様々な対応について、児童相談所などの関係機関と連携して、子どもの状況や発達段階に応じたきめ細かな支援を行います。

◆基本目標1に関する評価指標と目標

評価指標	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
乳幼児健康診査の受診率 (1歳6か月児) (3歳児)	96.1% 95.5%	96.5% 96.0%
むし歯がない3歳児の割合	81.0%	85.0%
2歳までに※MR1期の接種をしている子どもの割合	91.4%	95.0%
就学前までに※MR2期の接種をしている子どもの割合	89.0%	95.0%
子育てをする上で、気軽に相談できる人がいる割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	96.6% 94.9%	100.0% 100.0%
「いじめ」について家庭で話し合うことがある割合 (小学生の保護者)	81.7%	90.0%

※ 麻疹(はしか)と風しん混合ワクチン



基本目標2 すべての家庭が安心とゆとりを持って、 子どもを生み育てることができるまちづくり

1 安心して出産し、悩みや不安なく子育てをするために

1. 母子健康手帳の交付と妊婦健康診査の受診勧奨

母子健康手帳の交付時に助産師または保健師が妊婦相談を行うとともに、妊婦健康診査受診票を14回分交付し、定期的に健診を受けるように勧奨します。

2. 妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発

妊娠期から夫婦でともに協力しあいながら妊娠中を順調に過ごし、安心して出産に臨めるよう、妊婦相談等を通して、妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

3. 喫煙に関する知識の普及と禁煙・分煙の推進

妊婦相談時に喫煙状況を把握し、たばこと喫煙についての知識の普及を図るとともに、妊娠・授乳期にかけての家族の禁煙と周囲の人への分煙等を啓発、推進します。

4. 子育てに関する相談支援と情報提供・学習の場の充実

福祉事務所家庭児童相談室での相談支援はもとより、乳幼児相談、離乳食教室など母子保健事業としての各種相談・教室や、子育て支援センターにおける子育て相談・子育て講座等の充実を図り、子育ての相談や情報提供・学習の場の充実に努めます。

5. 産前産後ママサポート・産後ケア事業の推進

出産前後の育児や家事に係る負担を軽減し、子育て家庭を直接支援する体制を構築するために、出産前2か月から子どもが1歳を経過する日までの期間にある産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う者（産前産後ママサポーター）を派遣する事業を推進し、併せて、利用料の軽減を図ります。

また、産後4か月未満で家族から十分な育児の援助を受けられない人に、産婦人科医院での宿泊やデイサービス、助産師の訪問により心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう支援します。

6. 子育ての仲間づくりの促進

育児サークルのPRを行うとともに、魅力あるサークルづくりを支援することによって、子育ての仲間づくりを促進します。

出産後、育児を通しての仲間づくりを早い段階から支援するため、2か月児を持つ母親を対象とした子育てサロンを実施しており、同じ月齢の子どもを持つ母親同士の不安解消の場となる等、仲間づくりの促進を図ります。

また、子育て支援センターでの各種行事を利用して、子育ての仲間づくりができるよう、その援助・促進を図ります。

7. 家庭教育プログラムの推進

子育てに不安や負担を感じている家庭が増加していることに対応するため、「家庭教育プログラム」を実施し、親が持つ子育ての力を強め、子どもが健康に育っていくことを目指します。

そのため、家庭教育プログラムを実施することができる「ファシリテーター（進行・促進役）」の人材を養成し、その後、在宅で子育てをしている保護者を対象にこのプログラムを実施します。併せて、子育ての仲間づくりを支援します。

8. 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及

子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生委員・児童委員、主任児童委員の活動に関する情報の普及に努めます。

9. ホームページやガイドブック等の充実

子育てに関する地域の情報を広くタイムリーに提供するため、市のホームページ上の子育て情報の充実を図るとともに、育児情報誌「どーなっつ」など、各種情報誌の充実を図ります。

10. 小児時間外診療事業の実施

小児の急病及び事故等の緊急時に対応できるよう医師会等関係機関との連携を図り、小児時間外診療事業の実施に努めます。

また、県の「小児救急電話相談センター」の広報に努め、その周知と活用の促進を図ります。

11. 各種手当等の支給

各種手当の支給により、子育て家庭における経済的負担の軽減を図ります。

12. 福祉医療費の助成

小学校就学前までの乳幼児、小学生及び中学生に対し自己負担分の助成を行い、保護者の経済的負担軽減を図ります。

13. 保育料の負担軽減

市独自に推進している「すこやか子育て支援事業」により、第2子以降が保育所や認定こども園等に入園している場合の保育料について、全額軽減を行います。

14. すこやか赤ちゃん券の交付（すこやか赤ちゃん支援事業）

市内に居住し乳幼児を養育している保護者に対し、第2子目からのおむつや粉ミルク等育児用品の購入費用を助成することで、子育て家庭の経済的負担を軽減し、本市で多くの子どもたちを生み育てられる環境の向上を図ります。

15. 奨学金の貸し付け

向学心があるにもかかわらず、家庭の経済的理由により就学が困難な人には、奨学金の貸し付けと情報提供を行い、就学支援を行います。

16. 特定不妊治療及び不育治療に対する助成

不妊・不育に悩む夫婦を支援するため特定不妊治療費助成事業及び不育治療費助成事業を実施します。

17. 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

すべての乳児（生後4か月まで）がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることで、子どもの健やかな育成を図ります。

18. 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

2 安心して子どもを預けられる場所を確保するために

1. 保育ニーズに応じた保育サービスの充実

地域の保育ニーズを把握し、必要に応じて保育所定員の見直しを検討します。

延長保育については、今後、現状の延長時間を超える延長に対する需要が増える可能性があるため、必要に応じて保育時間のさらなる延長を検討します。

また、様々な事情により一時的に家庭での保育が困難となった場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、保育所や認定こども園で児童を一時的に保育する一時預かり事業を推進します。

2. 放課後児童対策の充実

共働き家庭などの児童を対象とした「放課後児童クラブ」による学童保育と、自主的な学びの習慣を身に付けさせるために全ての小中学校で実施している「放課後子ども教室」の連携による放課後児童の安全な居場所の確保と充実を図ります。

実施に当たっては、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取り組みや学校の余裕教室の活用を検討するほか、様々な知識と経験を有する地域の人材を活用した活動の拡充などに取り組みます。

3. 病児・病後児保育、休日保育などの充実

子育て家庭の多様な保育ニーズに対応するため、地域バランスを考慮しながら、病児・病後児保育や休日保育の充実を図ります。

4. 保育実践の改善・向上

国の「保育所における自己評価ガイドライン」に基づき、保育士等の職員や保育所の自己評価を推進し、保育の成果の検証とその客観性・透明性の確保に努めます。

5. 行政主催のイベント等への託児コーナー設置

子育て中の保護者の多数参加に配慮し、行政が主催するイベントや講座等には、できる限り託児コーナーを設置するよう努めます。また、そのために必要となる託児ボランティアの養成を図ります。

6. 認定こども園の設置

子どもたちの健やかな成長が図られるよう、教育と保育の提供機能を備え、かつ保護者の子育て支援を行う認定こども園を設置します。

なお、保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者の意向を把握して実施します。

7. 保育所施設及び環境の整備

保育需要に対応するため、地域の状況を勘案して、定員の見直しや保育施設の整備を検討するとともに、老朽化した保育所等の移転、改築を計画的に進め、保育環境の整備に努めます。

8. 幼稚園教諭・保育士等の資質向上

現在、幼稚園や保育所の職員を対象とする研修については、施設ごと、または機関ごとで開催されていますが、幼稚園教諭・保育士等の資質向上に向けて、共同による、より多くの研修機会が確保できるよう、市が主体となり機関の連携に努めます。

9. 保育施設の危機管理に対応した整備

火災への対応、部外者の進入を防止するなど安全に配慮し、危機管理に対応した設備の整備を促進します。

3 家族で協力して子育てをするために

1. 男性の育児への積極的参加の促進

妊娠期からの父親の育児参加のための啓発資料を配布し、男性の育児への積極的参加を促進します。

2. 男女共同参画意識の啓発

家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識の是正のための啓発、広報活動を推進するとともに、学校や生涯学習の場で男女共同参画に関する教育を推進します。

3. 祖父母に対する啓発

祖父母にも広報紙等で最近の子育て事情を伝えながら、子育て経験を生かせる育児方法等を啓発します。

4 ひとり親家庭の生活の安定を図るために

1. ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実

民生委員・児童委員や関係機関との連携を強化し、母子・父子自立支援員や家庭児童相談室等で、ひとり親家庭が抱える様々な悩みや相談ごとに柔軟に対応できる体制を整えるとともに、それぞれのニーズに合った適切な情報提供に努めます。

2. ひとり親家庭に対する生活支援の充実

ひとり親家庭が修学や疾病等の理由により一時的に生活援助や子育て支援が必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣して、日常生活支援を行います。

また、児童の福祉を目的に、経済的・精神的に不安定な母子家庭の母親とその子どもに対し、安心して生活をしていくことができるように、自立促進のための生活支援を行います。

3. ひとり親家庭に対する就業支援の充実

母子家庭の母又は父子家庭の父が自主的に受講する教育職業能力の開発を支援するため、指定の職業訓練講習修了後に自立支援教育訓練給付金を支給します。

また、母子家庭の母又は父子家庭の父が就職に有利な資格を取得するために養成期間で修業する場合、一定期間高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、入学金等の負担を考慮し、高等職業訓練終了支援給付金を支給します。

4. ひとり親家庭等に対する経済的支援の充実

母子家庭等のひとり親家庭等に対し、生活の安定と児童の福祉を向上させ、ひとり親家庭の自立を促進するために児童扶養手当を支給します。

また、ひとり親家庭の親及び子どもや、父母のいない子ども等が医療保険による診療を受けた場合、その医療費の自己負担分の一部を助成します。

◆基本目標2に関する評価指標と目標

評価指標	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
妊娠11週以内での妊娠の届け出率	95.1%	98.0%
子育てを楽しんでいる保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	72.4% 62.7%	80.0% 80.0%
子育てをする上で、「経済的な負担を感じるこ とがある」と回答した保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	20.3% 20.5%	20.0% 20.0%



基本目標3 地域全体で子どもと子育て家庭を支えることができるまちづくり

1 地域の子育て支援体制を充実させるために

1. 地域情報提供体制の整備・充実

子育て支援室において、専任の保育士が保健師と連携し、児童福祉と母子保健の枠を超えた妊娠から小学校就学前までの子育てに係る一貫した相談・子育て支援を実施します。また、子育て支援室を中心に地域子育て支援センターを情報提供の拠点とし、各保育所、幼稚園、学校、公民館等と連携を取りながら、子育てに係る情報提供体制の整備・充実を図ります。

2. 子育て支援ネットワークの推進

民生委員・児童委員、主任児童委員の活動をベースに、子育て支援ネットワークを構築し、地域の情報収集・相談活動及び子育て家庭のニーズに応じた支援に努めます。

3. 地域の交流ができる場の拡充

保育所や幼稚園、学校をはじめとする施設をできるだけ子育て中の親子に開放するよう図るとともに、地区公民館についても、町内会・自治会等への理解を求めながら、子どもと親の利用を促進します。

また、保育所や幼稚園等において、高齢者とのふれあいができる行事等を計画します。

4. 子ども会や育児サークルの活動支援

子ども会や育児サークルの活動を支援し、地域の人々との交流につなげます。

5. ココロねっこ運動の推進

子どもの心の根っこを育てるため、大人のあり方を見直し、みんなで子どもを育てる県民運動である「ココロねっこ運動」を支援するとともに、地域ぐるみで子どもを健全に育てるため、「しまばら家庭教育三三七拍子」の周知に努めます。

また、長崎っ子を育む県民会議によって検討され、ココロねっこ運動を各分野で実践するための具体的な取り組みをまとめた「長崎っ子を育む行動指針」の普及啓発に努めます。

6. 地域子育て支援拠点事業

市内7か所で地域子育て支援センターを開設し、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。

今後も、内容の充実・情報の提供を図り、子育て支援の拠点としての活用を図っていきます。

7. ファミリーサポートセンター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の人やそれをサポートする人を会員として、援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を島原市ファミリーサポートセンター（市こども課）で行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進し、多様なニーズへの対応を図ります。

8. 地域全体で子どもを育てていくことへの意識啓発

地域の様々な団体や市民が連携して、地域社会全体で子育てを支援していくよう、子育てに関わる地域活動の紹介等を通じて、地域全体で子どもを育てていくことへの意識啓発に努めます。

2 子育てと仕事の両立ができる就労環境を整備するために

1. 育児休業制度活用促進の啓発

企業が行う育児休業の取得促進や両立支援に関する各種支援制度などを企業にPRし、その活用を促進します。

また、雇用保険の被保険者が育児休業を取得した場合に支給される育児休業給付等、育児休業制度について周知徹底を図り、育児休業を取得できる職場環境づくりの推進に努めます。

2. 子育てしやすい職場環境づくりの啓発

事業主だけでなく、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行い、女性労働者の妊娠中や出産後の健康管理、両親が育児休業をとりやすい雰囲気醸成、育児休業後の円滑な職場復帰の促進、労働時間の短縮等、仕事と育児が両立しうる職場環境づくりに対する理解・協力を求めています。

また、行動計画について、公表と従業員への周知が義務となっている、常時雇用する労働者が101人以上の企業に対し、次世代育成支援対策推進法の内容周知を図ります。

3. 出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実

出産・育児後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

3 子どもや子ども連れにやさしいまちにするために

1. 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置

公共施設においては、子ども連れの利用者に配慮したおむつ替えスペースが整備された多目的トイレや授乳コーナーの設置を進めます。

2. 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備

子どもや妊婦、ベビーカー利用の子ども連れが安心して外出できるように、幅の広い歩道の整備や段差の解消等、安全で快適な歩行空間の確保を促進します。

3. 子育て中でも利用しやすい商業施設整備に向けた啓発

子育て中の家庭が子ども連れでショッピングや食事を楽しめるよう、ベビーカーでも余裕をもって移動できる幅の広い通路、おむつ替えや授乳のためのスペース、託児コーナー、禁煙コーナー等が整備された商業施設の普及に向けた啓発を行います。

4 子どもを事故や犯罪等から守るために

1. 子どもが安全に遊べる公園等の整備

地域の利用者の要望等を聴きながら、安全で身近に利用できる公園や広場等の整備を推進します。

2. 安全な通学路の確保

関係団体と連携し通学路点検を行い、通学路の整備を推進し、安全な通学路の確保に努めます。

また、子ども110番の家の周知と定期的な見直しを図ります。

3. 地域ぐるみによる交通安全指導の推進

市民の交通安全に対する意識を高め、基本的な交通ルールや交通マナーを身につけられるよう、発達段階に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、子どもを交通事故から守れるよう、地域ぐるみによる声かけと指導を推進します。

4. 地域ぐるみで見守るセーフティネットづくり

子どもの安全や健全育成のために、PTA、自治会、商工会など、より多くの団体が連携して「地域で子どもを見守り育てる活動」を展開し、地域コミュニティによるセーフティネットづくりを推進し、安心して生活できる環境づくりに努めます。

5. 子どもを取り巻く有害環境対策の充実

性や暴力等に関する過激な情報を内容とするメディア（雑誌、ビデオ、コンピュータソフトウェア、インターネット、スマートフォンなど）は、子どもの健全な成長の妨げとなるため、関係機関・団体や PTA、ボランティア等の連携・協力のもとに、環境浄化活動や啓発活動に取り組みます。

◆基本目標3に関する評価指標と目標

評 価 指 標	平成 30 年度 実績値	令和6年度 目標値
島原市は子育てしやすいと思う保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	74.0% 71.8%	80.0% 80.0%
※育児休業取得率 (就学前児童の父親) (就学前児童の母親)	1.6% 73.2%	3.0% 80.0%
最近の子どもを取り巻く環境の変化について「交通事故や犯罪など危険になった」と感じる保護者の割合 (就学前児童の保護者) (小学生の保護者)	60.7% 54.3%	40.0% 40.0%

※アンケート調査結果(働いていた保護者のうち、育児休業を「取得した」と回答した人の割合)

基本目標4 心身ともに健やかに思春期をおくり、次代の親として人間性を高めることができるまちづくり

1 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくるために

1. 生命の大切さに関する教育の推進

自然とのふれあいや観察を通して、生命のすばらしさを学ばせるとともに、生命がかけがえのない存在であることに気づかせ、自他の生命を尊重する態度を養います。

2. 乳幼児や乳幼児親子とのふれあい体験の推進

生命の尊さを知り、自分も親に愛されているという実感を得られるよう、児童生徒を対象に育児体験学習の充実を図り、男女ともに乳幼児に接する機会や子育てに関する学習の機会を増やします。

3. 学校における性教育等の充実

子どもの発達段階に応じた指導計画を作成し、小学校では、思春期における心と体の変化について学び、性教育の基礎的知識を身につけます。

中学校から高校にかけては、人間の性に対する基礎的・基本的事項を正しく理解させるとともに、望まない妊娠を防ぐための避妊教育や、性感染症を防ぐための正しい知識の習得など、性教育の充実を図ります。

4. 性感染症の情報提供と予防の啓発

エイズなど性感染症の危険性や感染の実態に関する情報提供と感染予防の啓発に努めます。

5. 学校における健康教育の充実

学校における保健学習や学級活動・ホームルーム活動を中心とした保健指導を充実させ、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活をおくるための基礎を培うとともに、薬物乱用・飲酒喫煙防止教育等、健康教育の充実を図ります。

6. 思春期相談の充実

思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持った担当者の確保を図るとともに、相談から医療まで適切に対応できるよう、学校、保健所、医療機関、児童相談所等関係機関の連携強化を図ります。

7. 青少年の非行防止と有害環境の浄化

少年センター補導員による巡回パトロールで青少年の不良行為を防止するとともに、有害図書の回収など、有害環境の浄化に努めます。

2 社会の一員として自立できる資質を養うために

1. 子どもの豊かな人間関係づくりと自立促進に向けたキャリア教育の充実

子どもが社会の仕組みを知り、将来、社会の一員としての責任と自覚を持って自立できるよう、家庭や地域とも連携をとりながら、子どもたち一人一人の勤労観・職業観を育てるキャリア教育を充実させます。特に、職場見学や職場体験活動は、社会の仕組みを知り、勤労について考えさせる上で効果的なので、これらの体験活動を充実させます。

2. 情報教育の充実

情報化社会が益々進展する中、児童生徒の「生きる力」の重要な要素である情報活用能力の確実な育成に努めます。

また、情報化の影の部分、すなわちインターネットを通じた誹謗中傷、いじめ、有害情報、個人情報流出、犯罪等に巻き込まれないため、学校、家庭、関係機関等が連携をとりながら対策を講じるとともに、児童生徒の情報モラル及び情報への責任を育むために、発達段階に応じた適切な指導を行います。

3. 青少年の社会参加の促進

家庭や地域団体と協力して、子どものボランティア活動や地域活動への参加を促進します。

また、子どもの意見を尊重し、青少年の健全育成や地域づくりに子どもの意見を反映する機会の充実を図ります。

4. 社会生活を営む上で困難を有する青少年に対する支援

小・中・高の不登校の児童生徒やニート、引きこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する者に対し、関係機関と連携して、成長過程において切れ目なく継続的に支援するための取り組みを、国や県などの動向を踏まえながら検討します。

◆基本目標4に関する評価指標と目標

評価指標	平成30年度 実績値	令和6年度 目標値
スクールカウンセラーの配置数	7人	8人

第5章



子ども・子育て支援 事業の推進

1 教育・保育提供区域の設定

国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

前計画では、柔軟かつ現実的な需給調整を可能とするため、提供区域を「市全域」と決めました。市全域を提供区域とすることは、勤務状況に合わせた施設利用や、教育・保育の特性を踏まえた施設の選択等、利用者の細かなニーズにも対応しやすいという利点もあることから、本計画においても引き続き市全域を一つの教育・保育提供区域と設定することとします。

なお、地域子ども・子育て支援事業（区域設定が必要な11事業）についても、それぞれの事業の性質上、教育・保育提供区域と合わせる必要がある（一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業）、市で一律の支援体制を構築すべき（利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業）、そもそも細かな区域設定になじまない（妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業）などの理由により、引き続き市全域を一つの提供区域と設定します。



2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

就学前児童の教育・保育について、保育所、認定こども園の利用実績やアンケート調査の結果により把握した利用希望などを踏まえ、計画期間内の「量の見込み」を設定します。そして、「量の見込み」に対する「確保方策」を設定することで、ニーズに見合った提供体制の確保を目指します。

また、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」については、子ども・子育て支援法に基づき、保育の必要性や年齢により区分された下記の認定区分ごとに設定します。

認定区分	内 容	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する児童 (保育の必要性無)	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	保育所・認定こども園・ 地域型保育※
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労等の理由により 保育を必要とする児童 (保育の必要性有)	

※ 認定こども園…幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持った施設として、県から認定を受けた施設。

※ 地域型保育…市から認可を受けた家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業。

【現状】

本市内には、現在、保育所が20施設、認定こども園が6施設あり、総利用定員は保育所1,320人、認定こども園659人、合わせて1,979人となっています。

前計画期間中の総利用者数は、市外の施設も含め、各年1,840～1,880人程度となっており、近年の保育需要の高まりにより、定員の弾力化により定員を超えた受け入れをしている施設もありますが、待機児童は発生していない状況です。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		令和2年度				令和3年度			
①量の見込み		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
		130	1,046	180	583	130	1,004	180	557
確保方策	幼稚園	0	0			0	0		
	認定こども園	179	277	51	152	179	277	51	152
	保育所		755	137	428		755	137	428
	その他の施設		16	0	3		16	0	3
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計(②)	179	1,048	188	583	179	1,048	188	583
②－①		49	2	8	0	49	44	8	26

		令和4年度				令和5年度			
①量の見込み		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1,2歳			0歳	1,2歳
		130	947	180	542	130	898	180	521
確保方策	幼稚園	0	0			0	0		
	認定こども園	179	277	51	152	179	277	51	152
	保育所		755	137	428		755	137	428
	その他の施設		16	0	3		16	0	3
	地域型保育事業			0	0			0	0
	合計(②)	179	1,048	188	583	179	1,048	188	583
②－①		49	101	8	41	49	150	8	62

		令和6年度			
①量の見込み		1号	2号	3号	
				0歳	1,2歳
		130	850	180	501
確保方策	幼稚園	0	0		
	認定こども園	179	277	51	152
	保育所		755	137	428
	その他の施設		16	0	3
	地域型保育事業			0	0
	合計(②)	179	1,048	188	583
②－①		49	198	8	82

【量の見込み】

アンケート調査の結果と近年の実績に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

本市では、少子化による児童人口の減少という要素と家庭環境の変化などによる子育て支援サービスのニーズ増大という要素の両方が存在する状況ですが、本計画期間中は前者の影響の方がやや大きくなり、保育の量は少しずつ減少していくと見込まれます。

【確保方策】

1号認定については、毎年度130人の利用を見込んでいますが、平成31年4月の利用者は122人、認定こども園（教育部分）の総定員は179人であることから、現在の体制で対応可能です。

2号認定については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和2年度の1,046人で、現在の保育利用定員は1,048人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の0歳児については、年度途中における利用者増を踏まえ、毎年度180人の利用を見込んでいますが、現在の総定員が188人であることから、現在の体制で対応可能です。

3号認定の1、2歳児については、計画期間における利用者の最大見込み人数は令和2年度の583人で、現在の保育利用定員は583人であることから、現在の体制で対応可能です。

なお、本計画では各施設の利用定員を基に確保方策の数字を設定していますが、一定条件の範囲内で利用定員を超えた受け入れも可能であることから、引き続き定員の弾力的運用も行いながら、待機児童ゼロを維持します。

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりましたが、本市においては無償化以前から、3歳児～5歳児のほとんどが保育所や認定こども園を利用している状況（入所率約98%）であったこと、さらに0歳児～2歳児についても本市の独自施策である「すこやか子育て支援事業」により第2子以降の保育料を全額軽減するため、無償化の影響は少なく、現行制度においては計画期間中も同様と考えられます。

3 教育・保育の一体的提供等の推進と円滑な利用の確保

(1) 認定こども園の普及にかかる基本的考え方

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、本市では、幼稚園を中心に認定こども園への移行が進み、現在、幼保連携型が5施設、保育所型が1施設整備されています。

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設として設けられ、教育・保育の一体的提供という観点からは大きなメリットが認められる施設です。しかし、私立の幼稚園・保育所においては、運営者の事業に対する考え方（建学の精神など）や、教育・保育に対する方針があり、利用者もその考え方等への共感が利用につながっていることを考慮すると、一律に認定こども園への移行を促進することは適当でないと考えられます。

そのため、幼稚園・保育所から認定こども園への移行については、それぞれの施設並びに運営事業者の意向を尊重することとします。

(2) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割等に係る基本的考え方

特定教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）の役割は、質の高い教育・保育サービスを提供することにあり、特定地域型保育事業所（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）は、特定教育・保育施設を補完し、就労状況などにより、特定教育・保育施設におけるサービスを受けることが難しい家庭を支援することを役割とします。

本市には今のところ特定地域型保育事業所がなく、そもそも特定教育・保育施設との連携の問題は発生しませんが、もし将来的に特定地域型保育事業所が認可されることがあれば、市として情報の共有等、両者の連携強化を支援する必要があります。

また、地域子ども・子育て支援事業は、妊娠期を含むすべての子育て家庭をバックアップする役割を担う事業として位置づけ、子育て家庭のニーズを検証しながら、必要な家庭に必要とするサービスが提供できるよう、市の責任において事業の実施体制を整備していきます。

（３）教育・保育の質の向上

市内の各保育所及び認定こども園では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修や保護者との懇談会などを行うことによって、より良い教育・保育サービスに努めるとともに、園長会議等において、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行い、質の確保に努めています。今後も、教育・保育の質の向上のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実と定期的な情報交換を実施します。

また、市内の保育所、認定こども園、小学校、関係団体などとの連携を一層強化し、本市における幼児期の教育及び小学校教育の接続のあり方を明確にし、すべての保育所、認定こども園及び小学校で共通した考え方に基づいた実践を行うことで、子どもの成長に切れ目のない支援とより良い環境づくりを進めます。

（４）教育・保育施設の円滑な利用の確保

産前・産後休業、育児休業期間中の保護者をはじめ、すべての子育て世帯に対して、子育て支援に関する情報提供や相談支援を継続します。

また、育児休業満了時（原則 1 歳到達時）からの特定教育・保育施設の利用を希望する保護者が育児休業満了時から円滑に利用できるよう、対象者に対する利用希望の把握に努めるとともに、特定教育・保育施設との調整をはじめとする計画的な受け入れ方策の検討を進めます。



4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況やアンケート調査の結果等により把握した利用希望などを踏まえた上で、計画期間内の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

（１）延長保育事業

保育が必要な児童に対し、保育所等において通常の保育時間前後などに保育を行う事業です。

【現状】

市内の保育所 18 園と認定こども園 2 園で延長保育を実施しています。近年の実績は、735 人から 600 人程度で推移しています。

「量の見込み」と「確保方策」					(単位:人)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	700	700	700	700	700
②確保方策	700	700	700	700	700
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査結果と近年の実績を踏まえ、毎年度 700 人の利用を見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童クラブ）

就労などの理由により、昼間保護者が家庭にいない就学児童に対して、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。

【現状】

市内 12 か所の放課後児童クラブで実施しており、全クラブの総利用定員は 437 人となっています。なお、市内には上記以外に自主事業として学童保育を実施している施設もあります（7 か所）。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1 年生	142	153	145	141	135
	2 年生	113	108	116	110	107
	3 年生	76	75	72	78	74
	4 年生	38	38	37	35	38
	5 年生	25	26	26	25	24
	6 年生	10	10	10	10	10
	計	404	410	406	399	388
②確保方策		437	437	437	437	437
②－①		33	27	31	38	49

【量の見込み】

各学年の推計児童数に、補助事業実施 12 クラブの令和元年 5 月 1 日現在の学年別利用率を乗じて利用者数を見込みました。

計画期間における利用者の最大見込み人数は令和 3 年度の 410 人で、その後は児童数の減少に伴い、徐々に減少が見込まれます。

【確保方策】

現在の総定員が 437 人であることから、現在の体制で受け入れ可能です。

「新・放課後子ども総合プラン」について

共働き家庭の「小1の壁」※を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国は平成30年9月「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

このプランは、近年の女性就業率の上昇により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれるため、「放課後児童クラブ」及び「放課後子ども教室」を一体的に又は連携して実施することを目標としています。

本市においても「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の連携を図り、双方の利用児童が交流できる仕組みづくりを図ることとします。

そのためには、「放課後児童クラブ」の担当部局である「福祉保健部こども課」と「放課後子ども教室」の担当部局である「教育委員会社会教育課」の連携が不可欠であるため、両事業の実施状況や課題などについて情報共有を図り、十分協議をしながら推進していきます。

※「小1の壁」…保育所等を利用していた共働き家庭等の児童が小学校入学後、長時間預かる場所が無くなることで、やむを得ず親が働き方の変更をしなければならない等の問題

本市の放課後子ども教室について

「放課後子ども学習室」として市内のすべての小学校及び中学校において実施しています。

・開所時間 月曜から金曜日 15:30～16:30

利用実績

(単位:人)

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
6,158	17,690	27,443	30,078	34,732

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護を行う事業です。

【現状】

児童養護施設に委託していますが、利用実績は、平成 29 年度 18 人日、平成 30 年度 5 人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」		(単位:人日/年)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	24	24	24	24	24
②確保方策	24	24	24	24	24
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

利用実績を参考に、月に 2 人が利用すると仮定して、年間 24 人日の利用を見込みました。

【確保方策】

現在の委託先で対応できます。

（４）地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子に対する交流の場を設けて、子育てについての相談、情報の提供、その他必要な支援を行う事業です。

【現状】

市内7か所の地域子育て支援センター（私立6、公立1）を開設し、親子の交流やつどいの場の提供、子育てに関する相談や情報の提供等の総合的な子育て支援を実施しています。平成30年度の月あたり利用実績は1,716人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人日／月）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1,613	1,526	1,481	1,421	1,363
②確保方策	1,613	1,526	1,481	1,421	1,363
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

就園していない児童が主な対象児童と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和2年度の1,613人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現在の7か所で対応できる見込みです。

(5) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児対象型）

幼児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するために、希望のあった在園児を対象として、幼稚園等の教育時間の終了後に引き続き預かる事業です。

【現状】

市内に幼稚園はありませんが、認定こども園の1号認定を対象に実施しています。平成30年度の延べ利用人数は1,551人日となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
②確保方策	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

量の見込みは、平成29年度及び30年度の利用実績を参考に、毎年度利用者数10人、1人当たりの年間利用日数を180日（15日×12月）として見込みました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(6) 一時預かり事業（幼稚園等における在園児対象型以外）

家庭での保育が一時的に困難になった児童について、保育所等の施設において預かりを行う事業です。

【現状】

市内の保育所 13 園及び認定こども園 3 園で実施しています。平成 30 年度の利用実績は 1,305 人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」 (単位: 人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	1,155	1,095	1,059	1,013	971
②確保方策	1,155	1,095	1,059	1,013	971
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

保育所、認定こども園を利用していない児童が主な利用対象者と見込み、アンケート調査の結果に基づき各年度の量の見込みを算出しました。

計画期間における最大見込み量は令和 2 年度の 1,155 人日で、その後は徐々に減少することが見込まれます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(7) 病児保育事業

児童が病気となった場合に、病院・診療所・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業です。

【現状】

市内の保育所3園で病後児保育を実施しています。平成30年度の利用実績は18人日／年となっています。

「量の見込み」と「確保方策」					(単位:人日／年)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	100	100	100	100	100
②確保方策	100	100	100	100	100
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査の結果に基づき推計した量の見込みは利用実績との乖離が大きいため、量の見込みは利用実績を参考に見込みました。ただし、現在の利用実績はあまりに低調であるため、事業のPR等、利用促進を図る必要もあることから、各年度の量の見込みは平成30年度利用実績の5倍超を見込み、100人日としました。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児から小学生までの家庭の保護者と援助を行いたい人との相互活動を支援する会員制事業です。

【現状】

本市では、平成30年10月からファミリーサポートセンターを設置し、事業を行っています。

ここでの事業は、小学生の放課後の預かりを対象としたものですが、本市では就学前児童の預かり等も行っています。

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人日/年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込	12	12	12	12	12
②確保方策	12	12	12	12	12
②－①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

アンケート調査の結果では、小学生の放課後の預かりについてのニーズは認められませんでした。

小学生の放課後の預かりについては、学童クラブの利用がほとんどのため、ファミリーサポートセンター事業における量の見込みは、月に1人が利用すると仮定して、年間12人日と設定しました。

なお、小学生の放課後の預かり以外の利用については、年間36人日の利用を見込んでいます。

【確保方策】

現在の体制で対応できる見込みです。

(9) 利用者支援事業

児童及びその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園における教育・保育や、一時預かり、学童保育等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所に専門の支援員を配置し、相談への対応や情報提供、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【現状】

本市では未実施ですが、窓口での対応の他、島原市保健センター内の子育て支援室において、専任の保育士が保健師と連携し、児童福祉と母子保健の枠を超えた妊娠から小学校就学前までの子育てに係る一貫した相談・子育て支援を実施しています。

「量の見込み」と「確保方策」					(単位:箇所)
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	0	0	0	0	0

【量の見込み】

利用者支援事業としては実施せず、これまでどおり、こども課窓口及び子育て支援室において教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の実施について検討します。

（１０）妊婦健康診査

妊婦の健康管理の充実及び妊娠・出産にかかる経済的負担の軽減を図るため、市が妊婦健康診査に係る費用を一部負担することで、安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的とする事業です。

【現状】

母子健康手帳交付時に 14 回分の妊婦受診券を発行しています。

平成 30 年度実績は、のべ対象者数（妊娠届出数×1 人あたり受診票交付枚数）4,592 人に対し、のべ受診者数 3,993 人、受診率 87.0%となっています。

「量の見込み」		（単位：人回）			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	3,918	3,754	3,616	3,452	3,175

【量の見込み】

計画期間中に推定される出生数に、1 人あたりの最大健診回数 14 回を乗じ、さらに前計画期間中の実績を踏まえた想定受診率（9 割）を乗じて量を見込みました。

【提供体制】

母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票を併せて交付します。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげています。

平成30年度の訪問実績は305人となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	311	298	287	274	252

【量の見込み】

計画期間中の0歳児人口の推計値をもとに量を見込みました。

【提供体制】

現状どおり、乳児家庭訪問員による全対象家庭の訪問を行います。

(12) 養育支援訪問事業

支援が特に必要な家庭を継続的に訪問し、保護者に対して相談支援や育児援助などを行う事業です。

【現状】

家庭及び地域における養育機能が低下し、児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、加重的負担がかかる前の段階において、子育て支援員が家庭訪問を行い、当該家庭における安定した養育ができるよう継続的な支援を行っています。

平成30年度の実績は、11人となっています。

「量の見込み」

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込	10	10	10	10	10

【量の見込み】

前計画期間中の実績から、量の見込みを毎年度10人と設定しました。

【提供体制】

乳幼児家庭全戸訪問事業の訪問結果や関係機関からの情報提供等に基づき、育児ストレス、産後うつ等の問題により子育てに対して不安を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、子育て支援員が継続的に訪問を行い、育児相談・指導や情報提供等を行います。

資料編



1 用語解説

【あ行】

●M字カーブ

女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際に、グラフの形状がアルファベットの「M」の字に似ていることから名付けられた。30代前半での労働力率の低下は、出産や育児による就労率の減少を、その後の増加は、再就職等による就労率の上昇を示していると考えられる。

【か行】

●教育・保育施設

認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう(子ども・子育て支援法第7条)。

●子ども・子育て会議

市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。特定教育・保育施設・地域型保育事業の利用定員の設定、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定及び変更、各施策の実施状況についての調査審議を行う(子ども・子育て支援法第77条)。

●子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援のこと(子ども・子育て支援法第7条)。

●子ども・子育て支援事業計画

国の基本指針に即して定めた、5年を一期とする幼児期の教育・保育・地域の子ども・子育て支援についての需給計画のこと。平成27年度から全ての都道府県及び市町村が作成している(子ども・子育て支援法第61条・62条)。

【さ行】

●産後ケア事業

産後4か月未満で家族から十分な育児の援助を受けられない人に、産婦人科医院での宿泊やデイサービス、助産師の訪問により心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう支援する事業。

●産前産後ママサポート事業

出産前2か月から子どもが1歳を経過する日までの期間にある産婦に対し、育児及び家事等の援助を行う者（産前産後ママサポーター）を派遣する事業。

●小1の壁

小学校入学前後で実施される保育時間に差があることから、就労している保護者が働き方の変更を強いられる問題のこと。

●小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下の施設で保育を行う事業のこと（子ども・子育て支援法第7条）。

●新・放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進するために策定された計画のこと。

●スクールカウンセラー

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家のこと。

●スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による様々な問題に対応するために、関係機関と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。

【た行】

●地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業のこと（子ども・子育て支援法第7条）

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」をいい、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない（子ども・子育て支援法第27条）。

【は行】

●ブックスタート事業

絵本をひらく楽しい体験と絵本と一緒にプレゼントすることで、子どもと保護者が心触れ合う楽しいひと時を持つきっかけをつくる活動のこと。

【や行】**●養育**

子どもの生活について社会通念上必要とされる監督・保護を行っている状態。

●要保護児童対策地域協議会

要保護児童等の情報交換や適切な支援を図ることを目的に地方公共団体が児童福祉法に基づいて設置・運営する組織。

【ら行】**●療育**

心身に障がいのある子どもに対し、それぞれの発達の状態や特性に応じて、現在の困りごとの解決と、将来の自立、社会参加を目指して医療と教育のバランスを保ちながら支援すること。

●労働力率

人口に占める、労働の意思と能力を持つ労働力人口の割合のこと。

2 島原市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日条例第26号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、島原市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理する。

- （1） 法第77条第1項各号に規定する事項
- （2） 本市の子ども・子育て支援施策に関する重要事項
- （3） 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 子どもの保護者
- （2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3） 子ども・子育て支援に関する関係団体等に属する者
- （4） 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （5） 関係行政機関の職員
- （6） その他市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（会議招集の特例）

2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

（島原市報酬及び費用弁償条例の一部改正）

3 島原市報酬及び費用弁償条例（昭和31年島原市条例第19号）の一部を次のように改正する。
別表第1に次の1項を加える。

略

3 島原市子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年11月15日規則第22号

改正 平成28年1月18日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市子ども・子育て会議条例（平成25年島原市条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第2項の規定による市長が委嘱する委員は、別表に掲げる各種団体等及び市議会から推薦があった者並びに子育てに関心がある市民とする。

(部会)

第3条 会長は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、会議に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会における調査審議の状況及び結果を会議に報告しなければならない。

5 部会の運営については、条例第6条の規定を準用する。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、福祉保健部において処理する。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則（平成25年11月15日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年1月18日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

略

4 島原市子ども・子育て会議委員名簿

任期：平成30年8月20日～令和2年8月19日

	所属団体等	氏 名	備 考
1	島原市保育園保護者会連合会	吉永 広明	
2	島原地区私立幼稚園PTA連合会	本多 松弘	
3	島原市PTA連合会	前田 真一	
4	島原市保育会	原田 恒	会 長
5	島原市保育会 保育士部会	藤田 由紀子	
6	島原市私立幼稚園協会	吉岡 今日子	副会長
7	ありあけ母親クラブ	七條 朋子	
8	島原市民生委員児童委員協議会連合会	小松 逸子	
9	連合島原ブロック連絡会議	本田 恵美子	
10	島原商工会議所	末永 真理	
11	島原市校長会	出田 浩芳	
12	県南保健所	松尾 明子	
13	島原市議会	森園 浩太郎	
14	子育てに関心がある市民	池田 真由	
15	子育てに関心がある市民	酒井 千明	

第2期島原市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発	行	長崎県島原市
企画・編集		島原市福祉保健部こども課

〒855-8555	長崎県島原市上の町 537 番地
	TEL (0957) 62-8003
	FAX (0957) 62-8018

